

第3回青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同検討委員会

日 時：平成15年2月8日（土）

13：00～15：30

場 所：ユートリー 8階 中ホール

山田副参事： ただ今から第3回県境不法投棄事案に係る合同検討委員会を開催致します。報道機関及び傍聴されている皆様には、会議の円滑な進行にご協力下さるようお願い申し上げます。

尚、会議終了後委員長の記者会見の時間をもちたいと考えております。

それでは開会にあたりまして、青森県環境生活部長からご挨拶を申し上げます。

前田部長： 青森県環境生活部長の前田でございます。

本日はご多忙の中を南委員長をはじめ、多数の委員の皆様にご参集賜わりましたこと、厚く御礼を申し上げます。

昨年8月に開催致しました第2回の合同検討委員会から、6ヵ月を経過しての開会となりますが、その間、技術的な側面から専門的に検討するための技術部会を設置し、古市副委員長には部会長をお引き受けいただきまして、これまで3回の部会を開催しご検討いただいているところであります。

また、国におかれましては、本事業に対する財政支援策として、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法案を今国会に提出される予定であり、法の施行に伴い両県による住民の不安感の解消に向けて、原状回復事業に拍車がかかるものと期待しているところであります。

本日は、第2回合同検討委員会で指摘のあった事項に対する対応報告のほか、技術部会の中間報告、排出事業者の責任追及についての報告の後、原状回復の基本方針についてご検討をいただくことになってございます。

委員各位におかれましては、忌憚のないご意見を述べていただき、一日も早く効果的な対策が講じられるようにご提言を賜わりますようお願い申し上げます。開会の挨拶と致します。どうぞ宜しくお願いを致します。

山田副参事： それでは、議事に入ります前に配布資料の確認をさせていただきます。

配布資料としましては、資料1-1、資料1-2、資料2-1、資料2-2。その次は資料2-1の関係の参考資料としまして、参考資料1-1、参考資料1-2、参考資料2、参考資料3-1、参考資料3-2、参考資料3-3、参考資料3-4、参考資料3-5、参考資料3-6、参考資料3-7、参考資料4-1、参考資料4-2、参考資料4-3、参考資料5。

それから資料3-1、資料3-2、資料4、資料5となっております。

不足資料がございましたら、事務局の方へお知らせ願います。

宜しいでしょうか。

参考資料の方、宜しければ次に本日ご出席の委員の皆様をご紹介致します。

南委員長でございます。

古市副委員長でございます。

板井委員でございます。

笹尾委員でございます。

佐々木委員でございます。

斎藤委員でございます。

田村委員でございます。

中澤委員でございます。

西垣委員でございます。

長谷川委員でございます。

平田委員でございます。

粕谷委員でございます。

川本委員でございます。

小原委員でございます。

中村委員でございます。

野月平委員でございます。

工藤委員でございます。

中村委員でございます。

椋本委員でございます。

澤口委員でございます。

続きまして県側の出席者をご紹介致します。

岩手県環境生活部、時澤部長でございます。

同じく長葎次長でございます。

同じく築田対策監でございます。

青森県環境生活部、前田部長でございます。

同じく福永次長でございます。

同じく鎌田チームリーダーでございます。

私は進行役を務めます、山田でございます。宜しくお願いします。

それでは、議事に入りたいと思いますが、以後の議事進行については、南委員長にお願い致します。宜しくお願いします。

南委員長： 本日の議長を務めさせていただきます。

本日は土曜日の午後、皆様お休みのところをお集まりいただきまして、誠に

ありがとうございます。青森・岩手両県に跨ります産業廃棄物の不法投棄事件は豊島を上回る日本最大規模の不法投棄事件でございます。これを受けまして、今国会に支障除去のための新法が提出されるというふうに伺っております。本検討委員会におきます検討結果につきましても、全国的に注目・関心が高まってきております。どうか、本日も皆様、活発かつ忌憚のないご意見をいただきまして、これを施策にも反映させたいと考えておりますので、ご協力のほどお願い致します。

座って議事を進めさせていただきます。

はじめに、議題の(1)前回の合同検討委員会の指摘事項とその後の対応についてでございますが、事務局からご説明下さい。

中村(忠)委員： 提案があるのですが、お許しをいただいたということで宜しいのでしょうか。発言について。

南委員長： どうぞ。内容はちょっとよく分かりませんが、ご発言されるのであれば簡潔・明瞭に一つお願いを致します。

中村(忠)委員： 分かりました。それでは、要望・提案という形の中で申し上げたいと思います。

まず、本合同検討委員会の中に行政部会、あるいは社会部会という名称でも良いと思いますが、是非設置をお願いしたいということであります。

理由につきましては、4月25日に東京で開催された第1回の合同連絡会議の中で、行政部会の設置が確認をされているというふうに、私共は承知をしているわけですが、その後8月24日の二戸会議において、技術部会が立ち上がった際に行政部会の方の立ち上げがなかったと。私共は、その事をお願いをしなかったせいもありますが、是非これはお願いをしたいと思うわけです。そうして頂かないと、この委員会は技術部会のための委員会になっているきらいなしとしない。そういうことが一つ理由であります。8月24日以降、私共6ヵ月間にわたって何と言いますか、放置をされたというのは適当ではないのですが、ジリジリする思いで次の会議を待っていたという、こういうことがありました。でありますので、このことをお願いをするというのが第一点。

二点目としては、青森県に対して本事案についての一切の情報公開をするよう、委員会の名において勧告して頂きたいということであります。

これは、どういうことかと言いますと、一切の情報が公開をされていないという、そういうことあります。隠そう、隠そうとする姿勢というものが、やはり随所に目立つという。具体的にといえば、後で申し上げます。

三番目は、本事案についての説明会を開催するよう、本委員会の名において勧告をして頂きたい。私共としては、住民を無視している、住民無視が続いているという、そういう認識を持っている。

以上、三点であります。宜しくお取り計らい下さい。

南委員長： 以上おっしゃったことは、三点でございますよね。

一つは行政部会ないし社会部会というものを技術部会のほかに作って頂きたいということですね。

第二点は、本委員会において、青森県に対して情報公開の勧告をして欲しいということ。

第三番目は、本委員会の検討されたことについて、住民に対して説明会というものをして欲しい。この三点でございますね。宜しいでしょうか。

中村（忠）委員： はい。

南委員長： 第一の社会部会ないし行政部会については、今まで技術部会で色々ご検討されまして、結果をその都度本委員会に報告していただいて、そしてこの本委員会において色々社会的な側面から評価をしていくと考えて参りましたが、この点については、社会部会ないし行政部会を設置するかどうかは、一つ県の方でご検討を頂ければと。今日即答は出来ないと思いますので、ご検討頂けないかと思います。

第二については、これは情報公開、おそらく情報公開条例というものがありますから、どうしてその方のそういうふうな道で請求されないのかと私は思います。その点は如何ですか。

第三番目の住民説明会については、これは全員がというわけには参りませんが、私としては、やはり考慮に入れたいと考えております。

それでは議事、どうぞ。

鎌田チームリーダー： それでは、資料1 - 1に基づきまして第2回目の合同検討委員会の概要についてご説明申し上げます。

2回目の概要でございますが、これは三つの項目にまとめることが出来るかと思えます。

一つは汚染除去と汚染拡散防止策について。

二つ目が技術部会の設置について。

三つ目が排出事業者責任の追及について。

この三つでまとめることが出来るのではないかと思います。資料に基づきま

して順次説明を申し上げます。

まず一つ目の汚染除去と汚染拡散防止策についてのこれまでの調査結果については、両県のこれまでの調査結果を同一のマップにおとして示したということでございます。その内容として、一つは電気探査・ボーリング調査などの調査位置図。いわゆる地図におとしたと。二つ目が両県の廃棄物の分布を示した、廃棄物分布図というものを作成しました。三つ目は、特別管理産業廃棄物の基準を超えた地点等を示した廃棄物分析結果図というものを示しております。四つ目が、地下水の環境基準を超えた項目を示した、地下水水質分析結果図、こういうものを示しております。そういう結果に対して、委員長から青森県が行った調査については、科学的・技術的評価は別として、調査結果は信頼がいただけるものである、というような意見を頂いております。

二つ目として、今後の対応でございますが、汚染の除去につきまして、住民の健康被害の防止と安心感の醸成を第一に最終形態を「有害廃棄物の除去」と位置付けるということとしております。二つ目は汚染拡散防止対策についてでございますが、西側のエリアについては、遮水壁による汚染拡散防止策は、有害廃棄物からの浸出水による環境への影響を防止するとともに、有害廃棄物の除去作業の過程で必要な措置と位置付ける。それから、東側のエリアにつきましては、早急に汚染そのものを除去することにより、恒久的な安全状態を早急に確保することを第一として、汚染拡散防止策は暫定措置として位置付ける、ということでございます。

三つ目が、原状回復スケジュールでございますが、西側エリアにつきましては、平成 14 年度に今年度汚染拡散防止の基本計画を作成しております。15 年度、来年度からは同じ汚染拡散防止のための実施計画を作成する。そして同時に 16 年度を目途に水処理施設を建設していく。その水処理施設が出来て、稼働後には、汚染拡散防止壁の築造工に着手する。これは、平成 18 年度までに終えたい。その間に平成 15 年度からは撤去作業を行っても、周辺環境に影響のない特別管理産業廃棄物、いわゆる北側でございます一時仮置き堆肥、3 万 3 千立方メートルの撤去を 3 年間で実施するというスケジュールになっております。

東側エリアでございますが、東側エリアは平成 14 年、今年度汚染拡散防止に関する調査を今実施し、結果を精査しているところでございます。来年度、平成 15 年度からは、調査結果により対策を講じながら撤去と現地浄化を組み合わせ、特別管理産業廃棄物を 3 年間で撤去するということになってございます。

いずれにしても、両エリアとも随時周辺環境のモニタリングを調査しながら、有害廃棄物の除去後に土地還元、跡地整備、環境再生等の対応を図っていきたいということを示しております。このことに関しまして、委員の方々が

ら色々な意見を頂いております。ここに書いてありますが、まず一つ目として古市副委員長の方から、両エリアとも環境再生を実現するのに支障となるものは除去するとなっているが、具体的には周辺に影響を与えるような汚染リスクの高いものについても、汚染拡散防止をして上で早急に同時並行的に除去すると。この詳細については、技術部会で詰めなければならないというご意見がございましたので、委員会に技術部会を設置し、色々協議することとしたわけです。

西垣委員の方からは、出来るだけ雨が汚染の中を通らないようにしなければならない。雨水対策が必要である。これについては、各県、岩手県・青森県で雨水対策について、今現在計画を検討中でございます。

板井委員、藤縄委員からは、周辺環境のモニタリングシステムを作ることが必要である。このことにつきましては、技術部会からの提言を受けながら、モニタリングシステムを構築していきたいということで検討に入っていきたいと考えております。

長谷川委員からは、汚染拡散防止と水処理をしながら、有害廃棄物の詳細を調査する必要がある。まず西側のエリアについては、遮水壁、水処理施設を設置するというところでございます。東側につきましては、有害廃棄物の調査、詳細調査が終了しております。その結果に基づいて、今後水処理について、あるいは汚染拡散防止対策について、今後検討するというところでございます。

有機溶剤については、ガス化等により除去を検討してはどうかという、長谷川委員からのご意見がございました。後ほど、議題にもありますが、両県の埋め立て状況と相当違いがございます。従いまして、技術部会の提言を受けながら、原位置浄化も視野に入れて検討していきたいと考えております。

古市副委員長から、東側調査の電気探査、この本数を増やして欲しいということでございました。その結果として、今、計画では1測線でございましたが、5測線に増やして調査を実施しております。

長谷川委員から、地下水の汚染状況を詳しく調べて欲しい。これは、地下水の汚染状況につきましては、現在までのモニタリング、あるいは詳細調査、今後のモニタリングのあり方、やり方によって把握していきたいと考えております。

工藤委員の方から、今調査している場所ではなく、青森県は県道浄法寺、田子線脇の牧草地についても不法投棄の状況を調査して欲しい、というご意見がございました。これにつきましては、岩手県が今ボーリング調査を行っております。その調査の結果を見て色々検討していきたいという具合にしておりますが、工藤委員のおっしゃっている牧草地は、昭和55年に一般廃棄物の処分場として、昭和56年には産業廃棄物の最終処分場として届け出がされている場所でございます。

中澤委員から、現場の北側、東側への地下水の流れがないか精査して頂きたいというご意見がありました。これは、11月21日に地下水の一斉観測を実施しております。その結果について、色々今精査中でございます。

藤縄委員から、東側で流向流速方法の一つであるトレーサー法をやってはどうかという意見がございましたが、イオン分析を実施してはどうかというような考え方をもっております。

次のページを開いて頂きたいと思います。

西垣委員からフェノール類、基準にないそういう物質の調査も必要ではないだろうか。これについてはやはり技術部会からの提言を受けながら対応を検討していきたいと考えております。

小原委員から、現場で何か措置が進んでいるかが見えることが大事である。そして西側へ流れている水への処置が必要ではないかということでございますが、今年度、暫定的な浸出水浄化対策として、いわゆるパーク、杉の樹脂でございますが、パークを使って浄化施設を30mと40m、2ヶ所設置しております。その結果、いわゆるSS、浮遊物質については効果が見られております。ただ、詳細なデータはまだ今分析中でございます。

工事中の大気中のモニタリングが必要であるという川本委員のご意見がございました。これにつきましては、モニタリングの位置を決定しながら、工事の際に実施できるよう、当然これは検討していかなければならない。総括的には委員からの意見を踏まえて、行政対応をはかっていきたいと考えております。

二つ目に技術部会の設置ということがございました。これにつきまして、設置することとなったわけですが、委員長からは、技術部会は色々な評価を行うけども、必ず合同検討委員会で総合的な評価をして、青森・岩手の両県に渡すものである、という位置付けにしております。

三つ目として、排出事業者責任の追及について14年9月以降の予定を説明しておりますが、これに対して笹尾委員から、非常に措置命令の措置を講じるにあたっては、廃棄物の特定が難しい。具体的にどのような形で命令を、措置命令を行うのかということでございますが、これについては、例えば、廃棄物との因果関係が証明される排出事業者が、現場との関係で特定できればいいのですが、それが難しいということで、非常に今、審査をしている最中でございますが、そういうような措置命令の出し方、あるいは審査の方法については、現在両県、そして環境省にも入って頂いて、検討しているところでございます。従って、その検討に基づいて今後審査を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

南委員長： ありがとうございます。

ただ今、前回の合同検討委員会で、委員から出されました意見・指摘事項と、それに対する行政対応についてご説明がございましたが、これに対して何かご意見、あるいはご質問がありますか。

澤口委員、宜しく。

澤口委員： 田子の澤口です。

これは、行政の対応というふうに出ているのですが、各委員の先生にお聞きしたいのですが、色々段階的な問題はあると思うのですが、これで十分だとお考えでしょうか。それとも、まだ何処かやらなければいけないとお考えなのか。私共、地元住民としまして一番関心があるのは、やはり目の前で見ているものですから、雨水と環境モニタリングというものをとにかく一刻も早く形作ってほしいのです。でも、これを見ますと検討中とか、策定中とか、非常にまだらっこしいというか、そういうのが多々目立つものですから、そのへんをちょっと各先生にお聞きしたいのですが、如何でしょうか。

南委員長： どうぞ、県の方で行政対応、今、これで十分とお考えかという質問がありましたけども、お答え頂けますか。

青森県から。

委員の先生ですか？分かりました。

委員の先生、それではどうお考えでしょうか。今の質問ですか、行政対応、特に技術的な問題になりますか。

澤口委員： いや、全般でこの対応と出ているのですが。

南委員長： そうですか。

澤口委員： 今の時期で出来ないものが随分あるのですが、出来ることはやっているのかどうか、そのへんをお聞きしたいのです。

古市副委員長： 今、経過報告、その後 8 月から 6 ヶ月経ちましたけども、技術部会が昨年の 11 月 9 日に第 1 回開催しましたよね。毎月、月一回のペースで技術的な内容について、しっかり議論したというふうに技術部会の方ではそういうふうに了解しております。その内容につきましては、この後技術部会報告がございましたので、それをお聞き頂いた上で、またご質問等を頂きましたらと思います。

南委員長： あとで、技術部会の中間報告がございますから、その時にまたご議論頂くということに致しましょう。

澤口委員： 技術部会のこと、それに絞って聞いたわけではなく、この全般について各先生方の個人的な見解なり、そういうものをお聞きしたかったのですが。それは出来ないですか。

南委員長： もう少し具体的におっしゃって頂けませんか。

澤口委員： ですから、具体的に言ったつもりなんです、策定中とか検討中、この今の時期でこれで足りているのかどうなのか。策定中であればどのへんまで進んでいるのか、本当はそこらへんまで聞きたいのですが。質問の意味が分かりませんか。

南委員長： 少なくとも技術関係についてはまだ終わったわけではございませんね。技術部会は終了したわけではございませんよ。まだ引き続きご検討されると思います。その都度また、ご報告というものを聞いて、今日は中間報告が出ますけれども、まだその後の審議については、この後継続されるわけですから、その時にまた出して頂いて、ここでご議論されると。

澤口委員： 分かりました。じゃ、絞って周辺環境のモニタリングシステムについて、今現在何処まで検討しているのか両県に聞いて、それからそれについて各委員の先生にお聞きしたいと思います。委員長如何ですか。

南委員長： 前回の合同委員会が 8 月ですよ。6 ヶ月経ちました。その間、この合同委員会の先生方というのは、技術部会以外は開催されていないのはご存じですよ。それで、私も新聞で知ったのですが、先月の 29 日に周辺環境の調査をされたですよ。周辺環境の排水等、地下水等においては、基準を超えたものはなかったと。場内で 1 ヶ所か何かあったというご報告がありました。そういうことで、周辺環境、対象地域以外の周辺環境についてモニタリングされていると私共は理解しておりますが、今の澤口さんのご質問は、他の委員の先生方にされてもちょっと状況が分からないので、むしろ周辺のモニタリングをやられているかどうか、というのは県の方にまず状況をお聞きした上で、その上でというふうに思いますが。

南委員長： 何かほかにご意見、ご質問ございませんか。

それでは次に議題（１）報告事項。

鎌田チームリーダー： すいません、委員長、申し訳ございません。資料の１ - ２についても説明を続けて宜しいでしょうか。

それでは資料１ - ２、いわゆる第２回の合同検討委員会が８月２４日に開かれましたが、その後の経過についてご説明申し上げます。

一つは、排出事業者責任の追及についてのことが主になりますが、８月３０日に関係都県市の担当部長会議を開いて、青森県、岩手県から協力を、調査への協力を要請しております。９月２７日には、関係都県市の担当者の説明会を開催しまして、具体的な協力内容を説明して協力をお願いしております。その後、１０月２８日から１１月１４日にかけて、排出事業者、各都県市に出向いて行って、排出事業者等の説明会を両県共催で開催しております。１２月２４日に色々な調査の結果、新たに８月３０日は２,６００事業者でしたが、８,０００の事業者が追加されたということが分かりました。これが排出事業者責任の追及についての、後ほどまた報告事項で詳しくご説明申し上げます。

二つ目でございますが、東側の詳細調査の実施。これは、昨年１０月から１１月にかけて、東側地域の地盤、地下水、廃棄物等に関する調査を実施しております。結果が出次第、これは技術部会に中間報告として、その都度その都度報告しております。

それから合同会議の実施ですが、１月２２日に青森・岩手県両県で合同会議を開催して、今回の合同検討委員会についての色々な協議をしております。

以上でございます。

南委員長： ありがとうございます。以上のご説明について何かご質問ございませんか。これは、合同委員会後の経過についての経過説明であったと思います。

それでは、（２）の技術部会の中間報告をお願い致します。

古市副委員長： それでは資料２ - １、２ - ２に従いまして、技術部会の報告をさせて頂きます。

資料２ - １ですが、まず１ページのところで記述されておりますが、昨年の１１月、１２月、今年の１月と３回毎月開催させて頂きました。その議題等につきましては、資料２ - ２、こちらの方に主要なことが記載されてございます。これはまた後で見れば良いと思うのですが、第１回で技術部会、昨年の８月の合同検討委員会で技術部会を設置するということで設置されましたが、その技術部会の位置付け及び検討方針、検討事項について確認致しました。主に技術的側面について検討しますよと。ですから、社会的側面につきましては、

上位の当合同検討委員会でご議論頂くというようなスタンスになってございました。このへんは議論が分かりまして、行政部会ということもございますので、また後ほど議論ということにしたいと思います。

そういうことで、東側の現地調査のこと、これは 10 月から東側調査を始めておられますので、そのへんのところの調査の中間の中間くらいのご報告。

それから遮水壁、浸出水処理施設ですね、それについて検討致しました。

第 2 回におきましては、主に今まで両県それぞれの方法で調査されておりましたので、やはり対象地域が一つだということで、調査結果を一つのデータベースにまとめようと、データの一元化をしようということで、そういった方向のまとめ方なりについて議論させて頂きました。この時、原状回復方針として、有害廃棄物対策の定義等についても議論をしようとしたのですが、なかなか両県紆余曲折ございまして、ちょっと混乱したことがございまして、第 3 回、今年の 1 月の方に持ち越して議論させて頂きました。

結論は両県一致して、調査解析し検討した上で修復対策を協力してやっていきましようというような方向が確認されました。

一番大きなところは、有害廃棄物の考え方が整理出来たということで、これは後でまた振り返ってお話をしますが、それと既存の航空写真につきまして、5 年毎のものがございましたので、改変等があった内容について写真で振り返ってみようということでご準備頂きました。

東側の調査報告がもう出来ましたので、その概要についてご説明頂き、解析内容、深い解析内容については次回にというふうになってございます。

ということで、3 回開催致しました。少し有害廃棄物の除去については重要なこととございますので、資料の 2 - 1 に戻りまして少しご説明致します。

当合同検討委員会の方針及び両県の共通認識、こういうことを踏まえた上で技術部会でどういうことをやるんだということについての所掌範囲ですね、を確認致しました。合同検討委員会では、今日も先ほどご報告がありましたように、最終形態を有害廃棄物の除去というふうにされるということですね。それと、環境再生については今後継続的に合同検討委員会で議論する。こういうものが方針だったわけです。両県の共通認識としましては、現場の原状回復を図るんだと。有害廃棄物、これは特管相当廃棄物も含めて、それらも含めて除去すると。

それから、ここちょっと修正して頂きたいのですが、特管相当廃棄物は優先的に“除去”ではなく、“撤去”ということになっておりますので、“除去”と言いますと、撤去と現場での浄化、その両方を含みますので、言葉が不明確なもので、ご注意頂きたいのですが、こちらもそのへんの言葉の整理が適切な言葉ではなく申し訳なかったのですが、撤去ということと除去ということの違い

でございます。除去というのは、撤去プラス現地浄化ということです。

特管相当物については優先的に撤去する。その他の有害廃棄物については、その基準、除去方針についてはその特性に応じて検討しましょうということになってございます。

それから基本的にはこの技術部会というのは、当合同検討委員会の中に設置された委員会でございます、小委員会でございますので、合同検討委員会へ報告し、そしてそこでご審議頂いて、提言を頂き、最終的には行政が判断するというような構造になって、役割上このような構造になってございます。

そういうことも確認した上で、技術部会の検討内容としましては、ちょっと読ませて頂きますと、

原状回復に向けた除去手法を検討するために必要な調査内容。要するに調査ですね。どのような調査項目を行うかということについて検討する。

二番目が、原状回復を図る適切な除去（撤去・現地浄化）手法について。

三番目、特管相当廃棄物を除く有害廃棄物の除去優先順位。

四つ目が、現場の環境影響を監視する適切なモニタリング計画。

そういう意味では、周辺環境を視野に入れてモニタリングもしっかりしていきましょう。そういうことについても検討しましょうということになってございます。

場合によっては、一応原状回復というところに向かう技術的な内容を検討するのがこの役割なのですが、当合同検討委員会の方で環境再生についての何らかの提言を頂いた場合、それに向けての技術的な内容については検討させて頂くとなってございます。

次のページ、2ページお願いします。

これはそういうことを踏まえて検討した、第3回目の技術部会で検討した結論としましては、特管相当廃棄物、産廃、汚泥相当のものの判定基準を超える廃棄物は全量撤去するという事で合意が得られてございます。それ以外の、特管以外の有害廃棄物については、その廃棄物の特性、即ち種類だとか量だとか、有害性だとか、投棄形態等、そういうものを考慮して判定基準及び対策を決めていきましょう。こういうふうに結論付けられてございます。そのイメージが参考の図で下のところに図で示されてございます。

次の3ページをご覧ください。

検討結果、少し詳細を申し上げますと、今の結論に至った、またそれに資する検討内容結果をご説明致しますと、現場の調査内容としましては、両県調査データの一元化、両県合同の地下水一斉観測実施及び不法投棄地域全域の既存空中写真の提出を指示したということです。こういうものを踏まえまして、この内容につきましては、参考資料の、お手元の参考資料1-1にその概要が少

し地図等で示してございますので、これにつきましては後ほど事務局の方からご説明を頂きたいと考えてございます。

(2)の有害廃棄物除去対策なのですが、これも最初の書き出しの部分、特管相当廃棄物の除去手法、これは撤去手法です。撤去手法というふうにご修正頂きたいと思います。特管物、それ以外の有害物についての判定基準、除去手法について検討していきましょう。それから遮水壁、浸出水処理施設、浸出水貯留施設等の貯留池等の技術的な内容について検討してきたわけです。その過程で、参考資料5にございますが、原水水質に関するデータ及び水処理フローが示されたということです。これがこういうような水処理フローでやればどうでしょうかというご提案が出てきたということです。

二番目は、あとでまた議論になるとと思いますが、新法との関係で補助率等も2分の1、3分の1というのがございますので、特管相当物の算出根拠を、概略はどの位になりますかというお話です。これは、撤去するか現地浄化するかということにも非常に関わってきますので、そのへんの信頼性についてはどうですかということで、第3回しっかり議論させて頂きました。これについては、今の時点で考えられるデータに基づいて、過程を若干おきまして算定したのですが、調査が進むに、また実際の除去作業において、また増える可能性があるかも分かりません。また減るかも分かりません。そのへんについては、そうあった時点での確に判断したいとなっております。

最後になりますが、現場内の汚染水対策についてということで、これについては、緊急のつもりで困って水処理しましょうということでしたが、恒久対策を睨んでですね。ただ、それまで2年位掛かりますので、その間の本当に最緊急対策はどうなっていますかというご意見を頂きましたので、これについては、緊急に行政側で検討してみますとおっしゃって頂いております。

簡単ですが以上でございます。

あと参考資料1-1について事務局、宜しくお願い致します。

南委員長： それではご意見等を聞く前にまず参考資料についてご説明頂きましょう。

築田対策監： それでは技術部会の報告の参考資料について、これまで技術部会に提出した資料の中から、代表例を抜粋し簡単に説明させて頂きます。

A4の横書き、中間報告書資料2-1という資料をご参照頂きたいと思えます。参考資料と打ってあるもの、2月8日付け技術部会とあるものでございます。

お開きいただきまして、参考資料1-1です。これは、第1回技術部会での提言を受けまして、両県が個別に今まで行っていた様々な調査資料、これを現

場一体として対応策を検討していくためのデータベースとして統一化を図ることとした内容でございます。同一図面を使用し、地質調査、地下水調査結果、あるいはモニタリングの結果なども同一のデータフォーマットで整理することとしております。

例としまして、次のページをお開きいただきたいと思います。

ここには、例えばということで、ボーリング調査位置図を示しております。なお作成しようとしている資料は、左側、左の枠内に示しております。地形図、地質平面図、廃棄物分布図、地質断面図等々、これらを統一図面類として表すということでございます。この図の中では、印これが既往のボーリング。それから赤丸で表現しておりますが、今年度実施したボーリング箇所ということです。それから赤、左側に2本縦に緑色の線がありますが、これは電気探査測線を表しております。トータルでは、電探が14測線のボーリング孔として概ね75箇所を実施しております。

次のページをお開きいただきまして、参考資料2ということで、これも技術部会の提言を受けまして、昨年11月21日に一斉に行った地下水の観測結果でございます。図の青い線が地下水コンターでありまして、中央部北側イ-12Aという地点の付近であります。ここが標高が最も高い460mという所でございますし、最西端、西側の最も低い水標高が410mというふうになっておりまして、概ね地形と相似したコンターとなっております。

次のページをお開きいただきたいと思います。これは航空写真でございます。昭和47年、1972年から平成14年、2002年まで5年毎に撮影された航空写真7枚を時系列的に示しております。写真は上が北でございます。黄色の線が今回の不法投棄現場区域でありますし、赤い点線が青森、岩手の県境を表しております。写真の下側に撮影時期に近い時点、コメント、事業活動状況のコメントを付しております。この参考資料3-1、次のもう一つ、1977年の参考資料3-2と合わせて見ていただきたいと思います。青森県側は牧草地、あるいは林地ということで、牧草地は耕起されているように見受けられます。また、岩手県側は林地とか畑、原野と思われる土地が広がっている状況でございます。

次の参考資料3-3をお開きいただきたいと思います。1982年、昭和57年の航空写真でございます。青森県側は全体が牧草地となっているように見受けられます。岩手県側は、北側、あるいは中央部に植林などによる樹木の成長というふうに見られますが、他は以前と変わりが余りないようでございます。

なお、ここの下の方、事業者の動きということで、一般廃棄物あるいは産業廃棄物の処分場の届け出がこの時点までに55年、56年というふうに出されておりますし、業の許可も56年ということで出されているという状況でございます。

ます。

次の参考資料、1987年、昭和62年でございますが、ここで、 というのが先ほどの事業活動がここに記載されている部分ですが、青森県側、入ってすぐ左の所に、南側ですが、大量の隆起が見られるということ。それから場内に道路が出来てきていると。岩手県側は更に樹木の成長が見られるというところでございます。

次の参考資料3-5をお開きいただきます。1992年、平成4年でございます。青森県側、上の方に北側の方に を四角く囲ってある部分と、 を四角く囲ってある部分、二つの事業場が見受けられますし、場内全体に道路があり事業活動が行われているという状況が窺えます。岩手県側は北西側の土地の樹木が伐採されまして、その南側には道路が見られますし、事業者の動きということでも昭和63年以降処理業の許可、更新許可あるいは最終処分場の設置届け出廃止とか、あるいは堆肥化施設、中間処理施設の堆肥化施設の稼働など活発に行われているようでございます。

次のページ、参考資料3-6をお開きいただきます。1997年、平成9年でございます。ほぼ現在の事業場が完成しているように見受けられます。、 に の中央部に更に事業場が追加になっておりまして、3ヶ所で事業活動が行われている。岩手県側は北側など樹木が伐採されております。中央部に建物、あるいは道路も見られてきております。事業所の動きでも平成6年以降数度に渡る処理業の更新許可、あるいは変更許可などが行われている状況であります。

参考資料3-7、次のページでございます。これは現在、平成14年の写真であります。現在の状況がこの様な形になっているという、これは航空写真から見受けられる状況についてでございます。

次のページに参りまして、参考資料4-1から4-2、4-3というふうに東側の岩手県側の調査結果についてであります。まだ現在、作業中の所があります。結果だけが出ておりまして、分析とか総合的な対応というか検討策はまだ出てきておりません。次回3月の技術部会には提示できる予定であります。この参考資料4-1では、今回東側で行いました調査結果として、ボーリング調査等により作成した地質断面図、それから地下水の流向流速測定結果、現場透水現場揚水試験の結果、9つの調査項目、その調査結果の概要を述べているものでございます。

特徴のある項目としましては、地下水流向流速、現場透水、それから揚水試験結果、および降雨時の表流水の流れと。ここで言いますと4)から6)の部分でございますが、についてご説明申し上げます。

また、調査結果の例としては2種類の図面を添付しております。

次のページをお開きいただきたいと思います。これは廃棄物を平面的に分布

されている状況を示したものでございます。左側の方に凡例とありますが、W A、これはウエストの廃棄物という意味で、パークから6種類そこに示してありまして、上の方から見てきますと、オレンジ色、これがパークを主体。水色のエリアがございまして、これは汚泥が中心になっております。中ほどの緑色のエリアがパークと混合土が廃棄物として投棄されているという平面図でございまして。

次の参考資料4 - 3をお開きいただきたいと思います。これは地下水の流向流速測定結果についてでございます。昨年11月一斉に観測した結果で、地下水コンターの図、青い波型の線が地下水コンターでありますし、それに測定したボーリング位置で、紫色矢印が示されております、これが地下水の流れの向きを示しておりますし、その近くにオレンジ色で数字が出ております。これが流速毎秒何mmということで記載しております。これは、換算値を申し上げますと、毎秒1mmは時間に直しますと3.6mほどになります。一日では86.4m移動するという、これは水面下、測定された所だけの速度ということになります。図を見ていただきますと、地下水の流れの向きは地下水コンターと整合性が取れているということで、一定の規則性が理解出来るというふうに思っております。

なお流速につきましては、0.05 mm / 毎秒から 0.81 mm / 秒ということで非常に緩やかであるということが分かっております。なおこのあくまでこの測定データはボーリング孔内という空間での試験結果というもので、自然地盤では当然、かなり、更に緩やかになるということが言えると思っております。

次に大変恐縮ですが、参考資料4 - 1の方に戻っていただきまして、右側の方の5) 番目、現場の透水と揚水試験結果ということで、12ヶ所のボーリングで実施しております。透水試験につきましては、注水法あるいは回復法、どちらをとりますとも透水係数は大体10のマイナス5乗から10のマイナス6乗というところでございます。また限界揚水量については、11孔ボーリングで実施しておりますが、0.03 から 3.2 リットル毎分というデータが出ております。これらについては、現在分析中でありまして、このような調査結果からは、自然地盤としては低い透水性であり、地下水の賦存量が少ないという分析、検討結果が提示されております。

それから6) 番目の降水時における表流水の流れということで、降水時の表流水の流れを観測した結果、北側、岩手県側になりますが、岩手県側に東に流れる沢、これを除くとエリア外の流出している状況が確認されていない。今後更にエリア境界を越えて流れる流量を調査する必要があるというふうになっております。

7番目には、現場の見掛け比重試験結果ということで、廃棄物の調査をし

したら約 1.1 ないし 1.4 t / m³ ということで、現在東側、岩手県側の不法投棄物 15 万 m³ になっていますが、この見掛け比重で計算しますと約 16.5 万 t から 21 万 t という重量に換算できるというふうにされております。それからここにありますように水温、ph、電気伝導度、あるいは気象観測という結果も出されております。

最後になりますが、参考資料 5 をお開きいただきたいと思います。ここでは、西側の浸出水の処理フローシートということでございまして、ちょっと分かり難いといいますが、見え難い図で大変恐縮でございます。処理原水水質の設定と浸出水処理フローシートという形になっております。左側から参りますと、まずばっ気を行いまして、その次がアルカリ添加の凝集沈殿になります。そして中ほどが接触ばっ気という処理をしまして、更に凝集膜ろ過を行って、最後に活性炭吸着、キレート処理という高度処理を行うという組合わせであります。これにつきましては技術部会の方から今後更に検討する必要があるというふうにされているものでございます。

少し長くなりますが、以上でございます。

南委員長： ありがとうございます。ただ今技術部会の中間報告を古市部会長からご説明をいただき、また参考資料については事務局からご説明いただきました。ただ今の報告につきまして何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

どうぞ。

小原委員： 色んな調査をしていただきまして本当にありがとうございます。この調査結果についてでございますが、今、特に表の参考資料 4 - 1 で東側の調査結果についての報告がございましたが、これらをふまえて、特に私は岩手県側についてですが、現段階において汚染が広がっていないというふうに判断して良いのかどうか、ということが一つでございます。

それから特に地質とか地下水の動向などから見て、今後汚染が拡大する可能性があるのかどうか。特に、この調査結果の(6)の降雨時における表流水の流れのところで、降雨時の表流水の流れを観測した結果、エリア北側を東流する沢を除く。この沢自体、地図で何処かということと、これは問題があるというふうに考えるべきなのかどうかということをお尋ねしたいと思っております。

それから三つ目ですが、今後色んな撤去なり除去なりの事業が 15 年度に実施されるわけですが、それらを進める時に当然ある種の攪拌があると思っておりますが、そういったことがこの調査の地質とか、地形、地下水の流向・流速、等々からしてどんな影響が考えられるか。勿論なければ良いのですが、ということをお尋ねしたいと思っております。この調査結果を読みますと、例えば地下水の流

向・流速などは非常に緩やかとか、豊富な地下水量が賦存しているとは考えにくい。あるいは透水などについても自然地盤としては低い透水性だとか、地下水の賦存量は少ないと言えるというふうに書いてありまして、素人目には汚染が広がっていく可能性は非常に少ないのかな？というふうな感じを持ったのでございますが、これらについてどの様に評価されているかお尋ねしたいと思います。

南委員長： 今、小原委員から三点についてご質問がございました。

一つは現段階で汚染が広がっていないと考えて良いか。

第二は今後汚染拡散の恐れと申しますか、可能性というものはないのか。

第三番目に、今後 15 年間にわたって事業が行われるわけですが、その間に影響はないのかというご質問の主旨だと思いますが、これについて岩手県の方でお答え下さい。

築田対策監： 一点目の現段階での汚染の状況ということでございます。これまで年 3 回ほど投棄されている現場とその境界地点、現場との境界地点で 3 ヶ所、これはボーリング井戸による観測をしておりますし、それから周辺環境としましては、7 ヶ所、毎年 3 回ずつ、これまで 11 回実施してきております。そのモニタリング結果では、今のところ周辺への漏れは出てきておりません。ただ、先ほど小原委員さんの方からご質問がありました、「北側の東流する沢を除くと」とありますが、これがうちの方では 1、沢の 1 と呼んでいる所でございます。地図で言いますと、恐縮でございますが参考資料 4 - 2 の一番上のコンターが混み入って参りまして、右側の方にずっと流れていく地形になっております。この部分が沢の位置にあたる部分ですが、ここで硝酸性窒素、あるいは亜硝酸性窒素が若干、12 くらい、環境基準が 10 に対して 12 という数字が出ております。ここについては、最初は岩手県側に出ている沢ですが、回り回って田子町の方にこれが戻っていく沢でございますので、田子の方でもモニタリングしております。そこでは硝酸性窒素、亜硝酸性窒素は全く検出されていないという状況になっております。

この汚染拡散の可能性としてどうなのかという二つ目でございますが、これは可能性としては現在少ないというふうに見ておりますが、全く無いということは現段階では言えないということで、いずれこれから色々データを最終的には技術部会の方で詳細評価していただくということになるかと思っております、周辺へのこういうモニタリングについては、厳正な確認と、監視をやっていきたいということです。例えば、場内の沢地形の所には、もっと観測線を設置するとか。あるいは水道水源、取水地点である馬淵川等の上流には水質の観測地

点を増設するというようなことは今後対応していきたいと考えております。

撤去に関して、三点目の撤去する時に、拡散する予測はどうかということですが、これにつきましても、現在データを色々整理・分析しております。地下水、あるいは色々な地下水の流れとか、速さとか、色々なものをシュミレーションすることによって、撤去する際の汚染の拡散についても、ご提案しながら技術部会での評価していただくというふうにしたいと思っております。

南委員長： ただ今のお答えで宜しいでしょうか。

それでは十分、拡散の恐れのないような、そういう監視の仕組みだとか、あるいは又事業に伴うところの色々汚染拡散等の恐れもないわけではありませんので、十分一つ、今からシュミレーションを作っていたいただければと思います。

そのほか何か。どうぞ。

榎本委員： 田子町の榎本ですが。青森県側にお聞きします。

県境現場から流れているラグーンですか、貯水池に流れている水。あれが一日どの程度出ているのか。また見る限りは、池の水が溜まっただけで流れているのが全然見えないわけですが、地下水として地下にいつ溜まっているのか、また、馬淵川に出ているのか。そのへんをお聞きしたいということです。そのへんは、地元住民はかなり心配しております。また、下流の方の八戸までの人達も、かなり心配しておるわけですが、そのへんをお聞きしたいということです。

お願いします。

鎌田チームリーダー： それでは青森県の方から今のご質問にお答えします。

まず第一点のラグーンへの流入量。これは測定していないので今は何も言えない、ちょっと量的には測定しておりませんので分かりません。

それから、地下に入っていくって、それから馬淵川の方に入っているのかという話ですが、これは想定でございます。今分かっているデータからの想定でございますが、あそこでラグーンが一番最後の所で水が無くなります。従って、地下浸透はしていつている。地下浸透している水がどの様な形態で何処にどういつ具合に流れているのかということ、これは非常に難しい判断になるかと思いついます。従って、多分拡散されている可能性はあるけども、何処にどういつ具合に流れているのかということ、一本の道、あるいは二、三本の道で流れていつていることではないかと思いついます。いわゆる、浸透していつて、それから色々な所に出て行っているのではないか。ただし、直接的に馬淵川の方に入っ

ていっているという可能性は少ないと考えられます。

以上です。

南委員長： 宜しいですか。

椛本委員： 今のところ、どうにも分からないということのような回答ですが、一日も早く、住民に分かるように説明していただきたいとお願いしておきます。

以上です。

南委員長： その他、中間報告、どうぞ。

どうぞ座って。

中村（忠）委員： それでは座らせていただきます。

中間報告の関係についてであります。

技術部会が何回か開催をされる中で、青森県側の方で有害廃棄物の量の推定といえますか、推定量というものが資料として提示をされたというふうに承知をしているわけですが、俗に 33 万 m³ についてであります。

それなりにデータによって示したと思いますが、技術部会はこの 33 万 m³ の特定ということについて、認知をしたものでしょうか。そのことをお聞きしたいということです。

南委員長： それは県にお聞きしたいわけですか、技術部会ですか。

中村（忠）委員： 県が提案をしているわけですが、それが技術部会としてこの 33 万 m³ がそれで正しいという、そういうことを県に証明みたいなものを与えたかどうかという、そういうことでもあります。技術部会として、あの 33 万 m³ がそれでいいんだというふうに特定出来たのかどうかということなんです。

古市副委員長： 技術部会ということで私から少しお答えさせていただきます。

この間、第 3 回の技術部会でその 33 万 m³ の根拠については、図をもって説明をしていただきました。私共では、多分先生方も同じだと思うのですが、今あるデータに基づいて、推定すると多分安全側でいって、マックスでこの程度であろうという理解をしていると思うのです。もしかしたら、これよりも少ないかも分からない。それは、今の客観的なデータの範囲内では、私共も測定したコンサルタントに信頼性の幅みたいなものが出ないか、ということをお願いしましたけども、なかなか難しいということで、多分マックス 33m³ というこ

とで了解しているということだろうと思います。そういうふうに理解しております。

中村（忠）委員： すいません。私共住民にとりましては、かなりこの撤去すべき量、あるいは除去すべき物量というものが、重大な問題になっているということであり、1月17日の田子町で開催をした、全町内会の会長の研修会が開催をされたわけではありますが、その席で実は産業廃棄物というものが重点的に話し合われたと。そういうものの中で、全量撤去というものをやはり住民としては譲れない線だと。何故ならば、県の、今の青森県の産業廃棄物に対する取り組みというものは、封じ込めに始まって、封じ込めに終わるという、こういうことではないのかと、そういう話になったわけです。どういうことかと言うと、最初封じ込めだったと。そして11月6日に33万m³を片付けますという、そういう勉強会での説明が突然あるわけですが、そして残りの34万m³はやはり封じ込めると。話半分でどんぶり勘定で半分くらいなら、もしかしたら住民が納得するのではないかと、そういうことではないですかと、技術部会の先生方を前にして大変失礼な言い方ですが、我々住民というものは、そういう数値に対して何と言うかオンチでありますので、こういう答えなのかもしれませんが。ただ、これはこれでそれなりの根拠があるわけですよ。

例えば、その33万m³を推計したそのデータのベースになっているものは、12年度にボーリングをした民間コンサル会社に委託して調査した資料がベースになっているわけです。そのベースになっている調査資料を14年3月2日に田子町で住民説明会を開催した時に、存在しないというふうに私共に言い切っているわけです。その後、コンサル会社が出した、いわゆる調査書というものが何故か出てくると。だから、公開すべきものを公開していませんよと、私が冒頭に申し上げたのがそういう意味であります。何故3月2日に調査書があったら、我々にその場で説明をしなかったのですか。そういう調査が一切ありませんと言っておいて、その後あることが判明するわけですよ。これはやはり隠しているという体質以外に何ものでもない、こういうこと。ですから、公開をして下さいというふうに冒頭申し上げたのが、そういう意味であったと。

そういうことから推論していきますと、12年に調査をしたいわゆるボーリング8ヶ所なり、そういうものを12年度に調査するわけですが、そしてそのデータがそのまま今追加は何本かのボーリングがあったかもしれないけども、その調査の資料として物量の推定の係数として出てくるわけです。だから、流向・流速でどれ位の地下水が動くのか私共は分かりませんが、12年のデータがそのまま今現行として使えるという、そういうことは技術部会で認めるのですか。

古市副委員長： そのへんのところ、事実関係を少し後で青森県側にお聞きしたいと思うのですが、今、中村さんがおっしゃったようなことが本当であれば、これは明らかに情報を隠匿しているし、不信感がそこから始まっているのは非常に私共はよく分かります。そのへん、どうなんですかね。それをお聞きになったのは何時とおっしゃいましたか。そのデータが無いということをお聞きになったのは。

中村（忠）委員： データが無いというのが14年3月2日、田子町において前の環境部長、佐藤陽子さんがお出でになって、その席上でそういう説明になっております。私共はメモをしておりますので、その日にちは忘れようとしても忘れられない日でありますから、絶対覚えていますよ。

古市副委員長： 12年、13年、14年前半も調査しておりますから、どのへんの時点でそういう判断出来るデータが揃ったかというところの事実関係ですね。少しそのへんご説明いただけますでしょうか。そうでないと、私共も判断しかねるわけですが。

鎌田チームリーダー： 今の話ですが、3月の2日にお話した時には、実際どの位の汚染土による量の確定というものはしておりませんでした。実際にデータというものは、3月2日ということで、12年度のボーリングそれから13年度の電気探査及びボーリング調査の結果ということで、そのボーリング調査の結果の分析結果、その汚染土の分析結果を踏まえて、そして初めてあれ（報告書）が出てきたわけです。最初には、その汚染土による特管相当のものが幾らあるのかという計算は一切しておりませんでした。従ってそういうデータはないとお答えしたはずですが。

それから、あの後にそれじゃどの位の量になるのかということで、色々な方々から聞かれましたので、それじゃどの位になるんだろうということで、今の持っているデータの中で調べれば、計算すれば、どういう手法でやればどの位になるのかということで調べた結果が33万m³であったということでございますので、あの時に隠ぺいしたとか、隠したということではなく、あの時にはデータ、基データはあったけども、計算はしていなかったということです。

中村（忠）委員： これはしかしおかしいですね。

やはり、データがあったならば完全だろうと、不完全だろうと、まず住民の前にそれを提示をして、今ここまで進んでいますよと。それがやはり住民に対

する丁寧な説明ではないですか。

ですから、私が何回も言ったように、前に部長さんが来て、住民との間で齟齬を来たしたのだから、いっぺん 3 月 2 日の時点まで戻して下さいと。そして、そこから説明をし直して下さいというふうに何回も言ってきたわけですよ。別に新しい部長さんが来て住民に謝れ、なんてことは一言も言っていませんよ。だって部長さんは来ないじゃないですか、一回も。来る来ると約束はしておいで。自民党の代議士さんとかには、それは一生懸命ついて回っているのは見えていますよ、毎回こっちは立会っていますから。だからそうではなくて、貴方が説明をしなければならない相手は、国会議員ではなくて、国民でしょう。そういうスタンスというか、姿勢を私共が問うているわけです。だから行政責任に私共が言うのはそういうことを言っているわけですよ。何も来て、貴方に来て「謝りなさい」なんて言っていない。今まで資料の提示の仕方がまずいから、もう一回民間コンサル会社がやった資料を、これはこういう資料ですよと。この中でこういうものが書かれています。現に貴方方が使っているデータの数値というものは、あのカラー写真も含めて同じものではないですか。今日、私が出掛けに比較してきましたよ、資料と一緒に。寸分違わない同じ資料ですよ。だから、それを、今日の資料にもあるじゃないですか。新しく貴方方というのは、青森県がボーリングした箇所がこうなっていますよと。岩手県の箇所がこうなっていると。青森県の方は黒い文字で古いボーリングの跡だと。

ここで一つ聞きますが、ボーリングをしたその 15 ヶ所なら 15 ヶ所を全部今も地下水の検査が出来るのですか。

鎌田チームリーダー： 今現在、全部地下水の検査が出来るかということをお答えしますが、それは全部は出来ません。部分的に常時観測ポイントとして井戸を何本か残してありますが、あとは出来ません。

それからデータの話ですが、いわゆる 13 年度の調査結果報告書というものを 2 冊、百人委員会の方にお渡ししております。そのデータを色々、そのデータに基づいて計算した結果が 33 万 m³ だということですので、資料を隠したのではなく、その時点ではその計算のデータは無かったということです。その計算のデータの元になる生データというのは、全て中村さん達の方にお渡ししているはずですよ。

中村（忠）委員： 渡していると言いますが、たまたま私共は青森県議会に請願書を出すために青森県に行くわけですよ。知事と議長に対して、私共は請願と要望書を出したと。その後で、たまたまですよ。その席も改まった話ではなく、平場で何か週刊誌か何か渡すみたいに、「ほら」という感じで渡して、これを読んで

おけという、そういう何というか、そういう説明の方法はないでしょう。それを渡したら渡したで、これはいついつ私共は現地に出向いて、それを説明しますと。そういうのが丁寧な説明の仕方ではないですか。

もう一つ、ついでに言わせていただきますが、部長さんよ、私達は 9 月 17 日に青森県の議会を傍聴に行きましたよ。須藤議員が産業廃棄物について県に質問をした。それに貴方は何と答えた。「ちゃんと住民に言って納得して合意を取りつけて、この原状回復を進めていきます。」というふうに答弁をしているじゃないですか。だから、そういうことを守らないわけですよ、全然。それで住民が悪いとか、聞かないとか、それはないじゃないですか。だから私達は言っている。

南委員長： 大変ご主旨は私よく分かりましたので、私の方からまた県に色々話しまして。

中村（忠）委員： 一つ宜しく申し上げます。言い張るものですから、県の方で。

南委員長： 確かに推定ですのでそれらの性格はどうかというのは問題ですが、しかしそれについての色々データというものはあると思いますので、私に任せていただくようにしたいと思います。

そのほかに何かご質問ございませんか。はい、どうぞ。

笹尾委員： 技術部会の中間報告についてお尋ねしたい点と一点コメントなのですが。

ここの有害廃棄物の除去という、除去という言葉が非常に誤解を招くというか、分かり難い言葉だなと感じます。もしこれが一般的な言葉かそのへんは分からないのですが、そうであって、やはり撤去と現地浄化というような言葉で分かり易く伝えた方がいいのではないかと思います。

それからお尋ねしたいのは、現地浄化という場合にやはりその場で浄化するとなりますと、住民の不安がやはり強いかと思うのですが、具体的にどの様な可能性が考えられるのか、あるいはこれまでのそういう不法投棄現場で行われたケースとか、どの様なものがあつたのか、何か分かり易い例があれば教えていただきたいのですが。

南委員長： 実務的な用語としては、撤去という言葉が使われています。それから汚染の除去というのは法律用語なのです。生活環境上支障のあるような、そういう意味から今日は「撤去と除去とは違うんですよ」とおっしゃったのではないかと思います。ただ、私はそういう区別に立つとすれば、この中間報告というものが笹尾委員のおっしゃるように、これは単なる資料ではなく中間報告ですの

で後で疑義が出てくると困りますよね。ですから、今、私が色々申し上げますが、これはどっちなのかということをご訂正頂ければと思うのです。宜しいですか。

例えば私がこれから申し上げますが、1ページの間接報告です。中間報告で先生がはっきりと撤去と除去とは違うんだとおっしゃいましたので、これは訂正いただければと思うのです。例えば、ゴシックの2の(1)、合同検討委員会の方針でありますが、現場の原状回復を図ることを基本的視点とし、汚染除去、これは汚染除去で良いのですか。

古市副委員長： これは除去で。

南委員長： 汚染の除去だから。

最終形態を有害廃棄物の除去と提言と、ここはどうですか。

古市副委員長： ここは除去です。

南委員長： これもしかして特管なんかについては撤去になるわけですよね。

古市副委員長： 特管相当廃棄物プラスその他の有害廃棄物。

南委員長： 有害廃棄物ですね。

古市副委員長： 2ページの図を見ながらお聞き、委員長のお話をお聞きいただくとイメージが掴みやすいかな？という気がするのですか。

南委員長： 2ページの参考の図ですよね。そこではっきりと撤去と除去とが区別されている。特管については、これは撤去と。汚染については除去というふうに区別される。ただ、そこで対策としては汚染を除去すべきのところに、撤去または現地浄化というものが入っておりますね、この図面の方ですが、参考の。

古市副委員長： この図も確かに分かり難い図かと思いますが、右の方を見ていただきますと、これは除去すべきということで、具体的には撤去または現地浄化ということで、除去という言葉が撤去を含むというようなイメージです。ですから、有害廃棄物全体については除去ということになります。

南委員長： 除去の方が概念的に広いという意味ですね。

古市副委員長： はい、そうです。

南委員長： 分かりました。

そうしますと、いちいち確認して大変申し訳ないのですが、やはり中間報告ですので次に両県の共通認識として、2行目ですが、有害廃棄物は除去すると。これはこれでいいわけですね、撤去も入ると。それからその次はどうですか。これは撤去ですよ。だからここはちょっと訂正をお願い致します。

古市副委員長： 先ほど申し上げましたが。

南委員長： さっきおっしゃいましたが、今また改めてということです。

それから、(3)の技術部会としての検討内容で、原状回復に向けた除去方法、これも除去で良いですね。

次の原状回復を図る適切な除去、これは(撤去・浄化)これで宜しいですか。その次のこれはその他のあれ、特管以外の有害廃棄物ですから除去と。宜しいですね。

それから2ページにいきまして(4)の優先的に、これは撤去ですよ。

そうしますと、その次の今度は3ページに参りますが、その(2)のところで、有害廃棄物除去対策、これは良いと。それから、特管相当廃棄物、これはさっき先生がおっしゃったように撤去ですよ、ここは撤去と。それからそれ以外の有害廃棄物の判定基準と、これは除去ですよ。除去で宜しいですね。今の説明で、まだ分かり難いですか。

： 最初に説明されていますので、言われれば分かるのですが。この資料だけをパッと見た人は、そこまできちんと捉えられるかと、非常にシビアですよ。撤去と除去というのは全然違いますので。

古市副委員長： 途中でそういう議論もさせていただきまして、技術部会でも分かり難いということで。我々技術部会のメンバーはよく分かる、そういう前提で言っていますから。ただ、私が危惧するのはマスコミに出てきた時に、新聞報道等で本来は除去と書くべきところに撤去が入ったがために、全然イメージが違っていて、有害廃棄物は全部撤去するんだというような誤解を生じるようなニュースにもなっていますので。だから、除去と撤去は非常に似かよった言葉ですので、これは、書いたらどうですか、ということも提案したいこともあるのですが、既に半年以上委員会もやっているし、色々な所に出ているからこれをまた

変えると逆の混乱がおこらないかというようなことがございまして、それで先ほどもくどいようですが違いますよ、という説明をさせていただいたということなのです。

南委員長： それでは斎藤委員どうぞ。

斎藤委員： こんな発言をすると技術部会の信用にかかわるということでちょっとまずいのですが、中身を色々議論はしたのですが、これが中間報告という親委員会に対するそういう正式な検討結果のレジюмеといえますか、中間としても決まった代物という、そこまでの文言等も含めての結論といったものは出していなかったのではないかと私は思っているのですが。途中の経過として、こんな議論がしていますという話であれば、それはそれで結構だと思うのですが、一応報告で、しかも親委員会に対するとなってくると、ちょっとまずいのではないかと。それがありますから今ここで非常に撤去・除去という議論はしました。ただ、非常に分かり難い言葉自体がこの報告の中でも非常に混在しているという問題点がありますので、私はこれは、古市先生、申し訳ないのですが、委員の先生方、かなり今文言どっちだということでチェックしております。中間の議論したという経緯のところでも留めておいていただいた方が無難ではないかと思いますが、もし他の先生方ご意見ありましたら。

南委員長： どうぞ。

長谷川委員： 実は資料の1 - 1のところの真ん中の所で、私の意見としてVOCが岩手県側にかなり出てきているし、青森県も出てきているということで、特管に属するものですよね。これをガス化等によって除去するなど、現地で浄化したらどうかという提案をしました。その時には部会長は細かなことについては後で個別に検討するというので、これについては余り検討しなかったのです。ですけども、一応そういうことについて行政では考えようということのような気がしました。有機溶剤みたいな揮発性の物質は、ある基準をちょっとオーバーとしても特管に属するわけです。ところがこれを夏場などに搬送しますと、気温が高いためにその途中の段階で有機性のものが無くなってしまふと。現地に着いた時には、もう特管で無くなる可能性があるじゃないかと。そうすると周辺環境に悪影響を及ぼすのならば、そういうケースにおいては場合によって現地で浄化した方が良いでしょう、という提案をしたのです。そうするとそういう点を含めて部会長は、それはまだ個別だから後で討議しますよということで、ペンディングにしたはずだと思います。参考の図を見て頂

ければいいのですが、特管に属するものは全量撤去と書いてあるのです。撤去及び現地浄化というのは特管ではなくて有害廃棄物という別な表現を使っておりますので、今の議論でいくと非常に誤解をうむものですかたら、私はそこでいう特管すべてを全量撤去しているが、物によっては部会では十分には話し合って結論を得ていないと判断しております。

古市副委員長： 揮発性のVOCですね、それにつきましては確かに先生からそういうご提言をいただきまして、どういうスタンスでおっしゃられたかと言うと、必ずしも全量撤去をする必要はないじゃないかと。コストも掛かるし、大変だし。それについては、減らせるものは減らしましょうというようなご理解だったと思うのです。そういう前提のもとで、VOCというものは途中で揮発性のものだから、揮発したら基準以下になって別段撤去する必要がないじゃないかということだったと思うのです。

ただ、VOC、個別に言ったらそうかも知れないけども、全般的に考えた時に、かなり攪拌しないと、このへんはまだ土壤中に吸着したりとか、分解しなかったりとかいうことが有り得ますので、ただそういうものをどう判定するかといった時に、安全側に立った時には特管相当のものについては全量撤去という方が安全でしょうというような議論だったと思うのです。だから、だからそういうことでという、特管ということで何処かで線引きをしなければならないということで、全量撤去にしましょうと、そのようになったと私は理解しているのですが。

まだ十分審議がされていないというのであればもう一度技術部会で議論させていただきたいと思いますが。

長谷川委員： 多分私は議事録はよく知りませんが、多分その時に私が申し上げた時に、別にVOCは全て現地浄化とは言っていないのです。例えば1という基準に対して1.1でも特管に属するわけですよ。そういうものを実際に運搬するのが適当であるかどうかについて検討したら良いのではないかと提案です。ただ、物質によって技術部会なのだから、技術部会の中で検討すべきではないかという話をただけであって、それを全部撤去しろということについては言っておりません。私の議論のときに、多分今部会長がおっしゃるような形でまとまっていないと私は思います。

南委員長： いずれにしましても、これは中間報告であって、これは非常に不確実だと思うのです。ですから、一応この中間報告を折角ご提出いただいたので、これはそのためにこの中間報告をまた検討するというのでこの合同検討委員会もござ

いますので、一応これは報告書として提出されたものとしていただいて、そして更にご議論を進めていただいたら如何でしょうか。

田村委員： 今の各委員のご発言によりまして、技術部会の検討の内容がお陰様でよく分かりました。今、南委員長が申されました通り、これは流動的な中間の報告と理解しまして、これで固定したものではありませんので、この程度で報告を了解して宜しいのではないかと思います。

南委員長： ありがとうございます。

田村委員からもご提案がございましたので、そのように一つ、あくまでもこれは中間ですので、やはりその内容についても、はい、どうぞ。

中村（忠）委員： 手短に申します。

私共にとってその 33m³ を特定されるということが大変重要なことなのです。33 万m³ プラス汚染土壌、そういうふうに私共は考えていますし、67 万m³ からやはりスタートして当たり前というものが住民の考え方だということなのです。それを例えば新しい法律が 10 年の時限立法になるからといって、それにあわせたような形の中で、中身をいじられては困るということを住民が申し上げたいということですので、あくまでも我々は、例えば 33 万、百歩譲って 33 万m³ にしても、残りの 34 万m³ は汚染されている例えば汚染土壌と同じに危険なものですよ。廃棄、撤去または除去すべき物質であるという、そういう考え方ですので、技術部会の先生方も是非これは環境省で言っているようにモデルケースとしてこれを全国に発信するというふうに言っているわけですから、今までの従来のパターンでやったら何でモデルケースになるのか。全量を綺麗に撤去して、そして住民の前に、あるいは国民の前に提示をして初めて全国のモデルケースに成り得るのではないですか。だから、そういうことをやはり皆で折角この日本一のゴミに携わった先生方ですから、綺麗にやはり片付けて下さい。そういうことを両県に提案を提示をして下さい。お願いします。

南委員長： 今のご提案を踏まえまして一つご検討を頂くようお願い致します。

議事の時間の関係もございますので、次に進めさせていただきます。

排出事業者の責任追及についてご報告下さい、事務局から。

鎌田チームリーダー： それでは資料 3 と資料 3 - 1 について排出事業者の関係でご説明申し上げます。

まず資料 3 - 1 は、大雑把に言いますと 8 月 30 日現在の 2,600 業者が、12

月末になりますと 1 万に増えたということで、その大幅な増加についての内容とその理由についてご説明申し上げたいと思います。

詳しく言いますと、8 月 30 日現在 2,627 業者でした。それが 12 月 24 日現在で、10,721 業者。その増加の内訳としては特に東京都あるいは埼玉県が相当数増えたと。それから、これまで排出事業者数が一桁であった新潟、山梨、静岡あたりが、三桁になったという具合に大幅に増加したのが現状でございます。

その理由でございますが、排出事業者につきましては、いわゆる縣南衛生の実績報告、処理実績報告とかマニフェスト、あるいは三栄化学工業の処理実績報告、取り引き台帳、そういうものを調査してその他に縣南衛生の収集運搬業者、縣南衛生に入っている収集運搬業者に報告を求めた、というような形での把握というものをしてきたわけです。関係書類を各排出事業者あるいは中間処理業者あるいは収集運搬業者の保管状況というものを考えてみれば、出来るだけ早く、保管しないで捨ててしまう可能性もございましたので、出来る限り早く排出事業者に対して報告の聴取を行う必要があったということで、2,600 業者をまず処理実績報告とか関係書類から、2,600 業者をリストアップして 8 月 30 日に公表し、今現在これの報告聴取を行って報告を受けているという状況にあります。

その後、収集運搬業者からの再報告とか、マニフェストの再精査ということを行った結果、年末で 10,700 業者になったということでございますが、なお、この報告聴取結果、今回大幅に増加した業者からの報告聴取、そういうもので排出事業者がまだ増加する可能性はまだあるのではないかなど。全体把握というものにつきましては、もう少し時間を要するのではないかという具合に考えております。

次に資料 3 - 2 でございますが、これについては今後どのような手順とかスケジュールで排出事業者責任の追及事務を行っていくかということでございます。まずこれまでどの様なことを行ってきたのかということが資料の左側のフローになります。先ほど申し上げましたように、8 月 30 日、あるいは 9 月 27 日の会議を経て現在 2,600 業者に対して報告を聴取していると。昨年の 10 月から 11 月にかけて首都圏の 9 都県で延べ 16 回排出事業者に対する説明会を両県主催で開催しております。この報告の結果ですが、2 月 3 日現在、所在地が不明な業者を除く対象事業者が 2,260 業者でございますが、その提出率は約 87% が提出されております。現在、先ほど申しましたように、内容について今審査しております。また、出していない所についてはその所在地の都県の方をお願いして、督促をしていただいております。

次が右側になりますが、増加した 8,100 業者に対するスケジュールでございますが、これは相当な量になります。2,600 業者の約 3 倍から 4 倍になります

が、それに相当な労力を要しますが、不法投棄の未然防止ということからいえば、厳格な対応が必要であると我々は認識しております。従いまして、今回増加した排出事業者についても、現在報告中の排出事業者と同じ手順で、いわゆる左側と同じ手順で調査をしていく必要があると考えております。大幅な増加を踏まえまして、今後は新潟県とか山梨県、静岡県の新しく一桁から三桁になった関係県については、12月下旬から両県の部長あるいは次長が訪問して、直接その県に対して排出事業者の説明会を行うということで協力を求めています。

東京都とか埼玉県のように、前に説明会をやりましたが、またお願いをしてみましたけども、大幅に増えた関係県に対しては担当者が行って、これまでどうして増えたのかということの説明を行いながら、更に協力していただくようお願いしております。

こういう流れでいきますけども、今年度内、出来れば2月中には報告聴取の文章の発送を終わらせて、出来れば3月からは審査事務に全てに入りたいと考えております。今回の大幅な増加を踏まえまして、どうすれば全て審査しなければならないのか。いわゆる、効果的な審査というものをしなければならないと考えておりますので、そのことに関しましては、1月下旬に両県と国の三者で協議を行ってきておりますので、それを踏まえながら審査を効果的、あるいは効率的に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

南委員長： ありがとうございます。

排出事業者数が大幅に増加致しまして、1万社を超えるというようなこと。それから今まで排出事業者責任の追及について、県の行われてきた色んな措置、それから今後の対策ですね、スケジュールについてお話がありましたが、これはどう致しましょうか、後の新法のご説明とも関連を致しますので、効率的な会議の運営ということから、後回しにさせていただきたいと思います。

それでは議題2に移りますが、今国会に特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法案が提出されると伺っておりますので、環境省からその概要をお知らせさせていただきたいと思います。

粕谷委員、宜しくお願い致します。

粕谷委員： それでは簡単に、資料4の裏表の表の方が不法投棄関係であります。この県境の不法投棄問題を契機と致しまして、予算要求もやってきたわけですが、その中で全国にまだまだ沢山残されている過去の不法投棄を計画的に解決していかなければならないということで、法案を提出してきちんとやっていこうとい

うことで考えているものがございます。

タイトルは法律的な名前になってしまうので非常に分かり難いのですが、特定産業廃棄物に起因するということで、特定産業廃棄物というのは、平成 9 年廃棄物処理法改正が施行される前、10 年 6 月以前に不法投棄されたものというような意味合いで使っています。支障の除去等に関するというのは、法律でなかなか原状回復というワードが使えないものですから、支障の除去と。先ほどの除去だ撤去だという話がありましたが、法律上は除去ということ言っています。

この背景は、これまで色々議論されておりますように、やはり長期間不法投棄が放置されることによって、産業廃棄物に関する不信感の象徴となってきている。循環型社会形成に大きな障害をしているということで、これを的確に片付けていかなければならないわけですが、そういう時にやはりダラダラやっていてはいけないということで、10 年間という時限立法にしようと考えています。

法律の大きな仕掛けと致しまして、まず基本方針を環境大臣が作ります。これは 10 年間の間に支障の除去を計画的かつ着実に進めるための基本的な考え方を示そうと思っています。それに即して都道府県、あるいは保健所設置市が一つ一つの不法投棄の事件、事案ごとに支障の除去等の実施計画というものを作ることが出来るというふうに定めることとしています。自主計画の中では、具体的にどうやった対策をするのか、そうした事業内容に加えて県がこれまで処分業者ですとか、排出事業者に対してどういう措置を講じてきたのか、行政処分をしたのか、行政指導をしてきたのか、あるいは周辺の調査をどうしてきたのか、そういったこれまでに講じてきた措置についても書いてもらうこととしておりますし、今後どういうふうにそういう責任を追及していくのか。そういうことも書いてもらおうと思っています。

なおかつ、その計画の案につきましては、都道府県の環境審議会、それから関係市町村の意見を聞くというプロセスで公平性、公明性を確保していこうと思っております。

計画が出来ましたら環境大臣に協議をして頂きます。環境大臣はそれを同意するに当たりまして、総務大臣に協議をするとしておられます。総務大臣がここで登場して参りますのは、後ほど財政支援の関係で総務大臣が関係するからでございますが、計画に掲げられましたもの、それを特定支障除去等事業というふうに言うわけですが、それにつきまして有害性の高い廃棄物については補助率を 2 分の 1 までかさ上げすると同時に、補助金以外の都道府県負担部分につきまして、通常こういう廃棄物を片付けるような事業に対しては、地方債というものが使えないというのが地方財政法上の縛りなのですが、特例的に地方債も使えるようにして、財源手当をしようというものでございます。

要すれば、財源手当をすることによって、10年間という限られた間で計画が着実に不法投棄の支障の除去等を進めて頂きたいという法律でございます。

あわせて次の裏の方でございますが、今申し上げたのは、原状回復の部分が中心でございますので、もう少し廃棄物全体、不法投棄の未然防止対策もやはり更に必要であるということで、廃棄物処理及び清掃に関する法律の一部改正ということで、不法投棄対策などの充実も併せてやっていこうとしているものでございます。色々矢印があって、1、2、3というのが大きな柱ですが、リサイクルを更に進めなければならないという課題もある一方で、(2)にありますような不適正処理の防止も進めようと思っております。そこでは、例えば、不適正処理防止策の強化ということで、自治体の調査権限の強化、これは今回も一つ話題になりましたが、事業者等々が、これは廃棄物ではないというふうに言い張って、なかなか立ち入り検査が出来ないというような場合もございますので、そうした恐れがあるものについては自治体は調査することが出来るという権限を明確に規定しようと思っております。

それから不法投棄ですとか野外焼却については、未遂罪というものを創設出来ないかという検討も進めております。

あわせて(3)のところでございますが、(3)のは直接関係がございませんが、いわゆる生産者の責任、拡大生産者責任というものについて検討しているところでございますし、ですが、国も自ら立ち入り調査等が出来るような権限というものを創設致しまして、今回のような広域的な不法投棄の事件については、県と一緒にあって対策に取り組んでいくということをやりたいと考えております。

先ほど特定産業廃棄物云々の法律の方は、来週14日の閣議の決定を目指して今作業を進めているところでございます。廃棄物処理法本体方の改正案につきましても、これより少し遅いペースで検討が進められて、現在関係省庁なり産業界等々と協議をしているという状況でございます。

南委員長： ありがとうございます。

ただ今、粕谷委員から特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法案の概要、および廃棄物処理法の一部改正する法律案についての要点説明がございましたが、この点について皆様、何かご質問、ご意見がございますでしょうか。

この本委員会におきましては、単なる技術的な側面からだけでなく、社会的な側面からも課題の検討・整理を行いたいと考えているわけでありませんが、今後の検討の方向性、または検討課題についての各委員の忌憚のないご意見を伺えれば幸いです。特に、排出事業者責任、排出事業者の責任追及と

いうものは今後非常に大きな問題になってきますし、これはおそらく実施計画の中である程度具体的に記載しなければならないと考えているわけです。その点についてどうぞ、ご意見がございましたらお伺いしたいと思います。

中村（忠）委員： そういう今の委員長の集約のようなものの考え方から行政部会、あるいは名称は社会部会でもいいのですが、そういうものの設置をお願いしたい。幸い、田村先生のように弁護士の先生もいらっしゃるわけですから、こういう社会的側面、とりわけ排出事業者についての費用弁償をどうさせていくかという、そういう話だってこれは大変重要な事案だと思います。私共は素人でありますが、少なくとも代執行という形の中で、税金を注ぎ込むというこういう事業をしていこうとしているからには、当然住民も一緒になってこの問題は解決しなければならないし、私共は住民が住民の立場としてその排出業者に対して相応分の負担を求めることをこれから主張していきたいと考えております。宜しく申し上げます。

南委員長： ご提案ありがとうございました。

何か他にご提案、ご意見ございますでしょうか。

今のは社会部会を設置しろというご提案だったと思いますが。

それではそのご提案も含めまして、一つ、特にこの排出事業者責任の追及方法について、かなり問題はあろうと思います。排出事業者といっても色々あると思いますし、ここで措置命令をかけるという事業者もあれば、かけられないという事業者もありますし、仮にかけても代執行というか、あるいは代執行をやったの費用がとれるかという、これは難しい問題があります。果たして、そういうふうな措置命令をかけることが一番良い、最善の方法なのかどうか、そういうふうなものも一つ法律的にもこの委員の中には法律の先生もいらっしゃると思いますので、一つご検討をさせていただきたいと考えております。

それでは次に原状回復の基本方針について、事務局からご説明下さい。

鎌田チームリーダー： それでは資料5に基づきまして、原状回復の基本方針についてご説明します。

まず1番ですが、原状回復、環境再生の基本的な考え方でございます。これは原状回復と環境再生ということで分けて考えております。原状回復は産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の処分、そういうものが行われた場合において産業廃棄物に起因する生活環境保全上の支障を除去し、またはその発生を防止すること。これは、法律上の規程でございます。即ち生活環境の保全上支障のある廃棄物及び汚染土壌などは除去することという具合に考えておりま

す。

一方、環境再生というのは、以上のように原状回復した土地について、例えば植樹とか、播種等によって森林、採草地等に再生することという具合に考えておりますが、その原状回復後の環境再生というものを進めるにあたっては、地元の意向等を十分踏まえて、そしてその内容、事業主体、費用負担、管理形態、こういうものを一つ一つ整理しながら検討していく必要があるだろうと考えております。

2番の国における新法の制定ですが、詳細については今、粕谷委員の方からご説明がありましたが、我々が一番気にしているところは、ポツの所がございしますが、ポツの1番上です。10年間の時限立法である。いわゆる平成24年までの時限立法でございますので、それを目途とした原状回復措置というものを講じていかなければならないと考えております。

現場のことでございますが、3番目に不法投棄等の特性ということが述べられておりますが、今まで青森県・岩手県でそれぞれ調査をして参りました。そしてその調査結果からそれぞれのエリア、いわゆる西側、東側に相当の特徴があるということが分かりました。すなわち東側のエリアというのは、比較的広い、面積が広い、その中にスポット的な投棄である。西側は、一帯に大量の廃棄物が投棄されたということが、まず一番大きな特徴ではないだろうか。具体的には、そこに数値を掲げながら書いてありますが、投棄面積が東側16ha、西側が11ha、投棄量が15万m³と67万m³。特に、投棄形態でございますが、先ほども言いました東側の調査、いわゆる筋堀調査を行ってブロック毎に分けておりますが、16ヶ所にブロック区分が出来るスポット的な投棄である。そのブロック単位で燃えがら、バークなどと同じ種類の廃棄物が固まって投棄されている。

それに対して西側のエリアは一帯に全面的に投棄されている。焼却灰とか堆肥様物、汚泥、RDF、主に4種類のものが概ね層のように積み重なって埋積されている。

それからお互いの東側、西側の地形でございますが、東側は尾根部にありますので、標高が高い。従って、周辺からの水の流入の可能性は少ないとみられております。西側は相対的に標高が低いものですから、更にまた西側に傾斜している地形となっております。沢部を中心に流水が認められております。中にある地下水は、東側でこれまでのボーリング調査からみれば、地下水量は少ないと考えられますが、今後調査結果については、専門家の意見等を踏まえていかなければならない。

それから西側については、不透水層の上部で現場一帯に拡散して、地形的には西側に流れているのではないかと考えられております。

不法投棄の種類につきましても、東側は色んな物が入っております。ここに書いてあります。また西側については、主体が4つのものの不法投棄の種類があるという具合に、この様に東側と西側では、地形、あるいは投棄形態、廃棄物の量は勿論のこと、種類にも相当の違いがあるのではないかと。即ち、現場の東側と西側では廃棄物の種類、量、それから有害性、投棄形態、こういうものが異なりますので、それぞれの特性に応じた最も効果的な対策を講ずることが地域の方々の安心と生活環境の保全を確保する上で効率的であると考えております。

また、原状回復のために除去すべき有害廃棄物、それから対策方法については技術部会の検討、それから合同検討委員会の提言を踏まえて、両県がそれぞれ状況に応じて決定する。このことを原状回復の基本方針としたいと考えております。

以上でございます。

南委員長： ありがとうございます。

ただ今のご説明では、現場の西側と東側では投棄された廃棄物の種類、量、有害性、投棄形態とが異なる。従って、それぞれの特性に応じた最も効果的な対策を講ずることとする。こういうことでございます。それぞれの特性に応じた最も効果的な対策というのは、これは技術部会なり、あるいはまたこの合同検討委員会の提言というものが必要だと思っておりますが、現時点において、県の方でどの様にお考えになっているのか。現時点のお考えで結構ですから、簡単にご説明いただきたいと思っております。

青森県の方から。

福永次長： それでは青森県の方から説明をさせていただきます。

青森県が現時点で考えている不法投棄現場、これは西側の対策方法等についてはご説明させていただきます。

対策については、大きく分けて二つあると考えております。

一つは不法投棄現場からの浸出水による周辺への汚染の拡散を防止する、このための対策がまず一つ。

もう一つは、有害廃棄物の除去。すなわち、有害廃棄物の撤去または現地浄化というのがあると考えております。

最初に汚染拡散の防止対策について説明させていただきます。これにつきましては、前回の合同検討委員会におきまして、速やかに対策を進めるべきであるご提言を頂いて、現在、技術部会の助言も頂きながら作業を進めているところでございます。その内容につきましては、本日資料の1 - 1について説明

しておりますが、有害廃棄物からの浸出水による周辺環境への影響を防止するとともに、有害廃棄物の除去作業を進めるために必要な措置ということで、まず水処理施設を平成 16 年度中に建設する。その後、汚染拡散防止壁、これを平成 18 年度中には建設したいと考えております。

次に有害廃棄物の撤去、または現地浄化ということについてご説明させていただきます。先ほど、部会長の古市先生の方から中間報告ということで、ご説明がありました。現在、技術部会において有害廃棄物のうち、優先的に撤去すべき廃棄物、それから汚染を除去すべき廃棄物という整理で有害廃棄物の内容が区別されております。これについては、先ほどご意見がありました。現在我々はそういうふうに理解しております。そして、優先的に撤去すべき廃棄物、すなわち特別管理産業廃棄物の特定有害産業廃棄物のうちの汚泥の判定基準を超えるもの、これについては撤去することとしております。それに該当する廃棄物としては、現在、西側につきましては、現時点で約 33 万 m³ というふうに推定しております。そのうち、撤去にあたって汚染拡散の恐れがないというふうに思われます、既に移し替えをしているもの、33,000m³、これにつきましては平成 15 年度から概ね 3 年間で撤去したいと考えております。残りの 297,000 m³、これにつきましては汚染拡散防止措置を講じた上で、時限立法の期間内で撤去をしたいと考えております。

それ以外の有害廃棄物、すなわち汚染を除去すべき廃棄物につきましては、技術部会において現場の不法投棄廃棄物の特性などを考慮して、その判定基準について検討を頂くことになっております。その検討の結果が合同検討委員会の方に報告されて、ただ今委員長がおっしゃいましたように、合同検討委員会としての提言が頂けるものと考えております。

県としましては、その提言の内容を踏まえた上で、現場西側についての県としての除去の方針を決定し、汚染拡散防止措置を講じた上で、時限立法の期間内で撤去または現地浄化という方法によって、原状回復を図っていきたいと考えております。

以上、大事なことはきちんとステップを踏みながら、原状回復を図っていくことであると考えております。また、環境再生についてどういう方向に進むべきかということにつきましては、様々な検討事項を十分に整理し、合同検討委員会で十分に議論して頂くことが大事なのではないかと考えております。

以上でございます。

南委員長： ありがとうございます。

それでは東側、岩手県の方で特性に応じた最も効果的な対策について、簡単にご説明頂きたいと思っております。

長葭次長： それでは岩手県側の方のご説明を申し上げます。

私共の方では、本県の原状回復の基本方針につきまして、既に県議会等におきまして公表しておりますので、岩手県としての決心を申し述べたいと思います。

まず原状回復についてであります。これは生活環境保全上の支障の発生、または発生の恐れとなるものを除去するというふうになっておりますので、私共では生活環境保全上の支障ということは、単に毒性などによりまして人体に被害を与えるものだけではなくて、周辺住民の方々の広く県民にとりまして生活環境上必要な現場の状態の実現に、平たい言葉で言いますと、邪魔になるような物を指すのだと考えております。

従いまして、あそこは元々岩手県側でいいますと、森林や原野だった所が、そこが不法投棄現場になったということでございますので、私共では原状回復の最終的な形態は、元に戻すということで、森林、たとえば森林などとして利用可能な状態にするということで考えておりますので、これに支障となるようなものは全て除去したいと答えております。

具体的には、除去すべき有害廃棄物として、まず特別管理産業廃棄物の特定有害産業廃棄物のうち、最も厳しい判定基準であります汚泥の判定基準を超える廃棄物、推定、これは現在の推定でございますが、27,000m³につきましては平成15年度から概ね3年間で撤去するというところでございます。

ただ、現在調査をやっておりますが、まだ相当量増えるのではないかとこの考えはもっております。これ以外の全ての廃棄物につきまして、概ね平成18年度から5年間で撤去または現地浄化するというところでございます。ただし、環境再生に有効な鶏ふん等の一部につきまして、地元の方々が使ってもいいよ、というふうなお話があれば、そういうご意見を伺いながら現地で利用出来るものは利用していきたいと考えております。

また、色々お話の中で出ておりましたが、二戸の市長さんとか、汚染拡散防止対策というふうなお話もありました。現在、実施中の調査、検討を踏まえまして、必要性が認められれば汚染拡散防止対策を講じる考えでございます。現段階では、地下水量が少ないということ、あるいは廃棄の仕方というものから考えまして、恒久的な施設の必要性は小さいのではないかと想定しております。ただ、除去作業に際しまして地下水とか粉じん等によります汚染拡散の恐れがある時は、汚染拡散防止対策ということで、例えば、矢板のような仮設で矢板鋼板を打っていくとか、あるいは風などで汚染拡散をしないように、仮設テントなどをやっていくとか、あるいはシート等をやるとか、そういう処理を必要であればやっていきたいと考えております。

また、ご心配になりました廃油等によります汚染された土壌につきましては、当然これも支障となるということでございますので、これも現地浄化と撤去を組み合わせた手法によりまして、環境基準まで汚染を除去したいと考えております。

以上です。

南委員長： ありがとうございます。

資料5に基づきまして、原状回復の基本方針についてご説明いただき、各県の現時点でのお考えについてご説明いただいたわけですが、これについて何かご意見、ご要望ございますか。

工藤委員： 二戸の工藤と申します。

昨年の8月24日の二戸でのワークインでの合同検討委員会だったのですが、南側の牧草地、またはあそこは大根畑とかそういうものがあるのですか、その下に汚泥が埋められていると、そういう産業廃棄物も入っているのではないかという、私はお願いしていたのですが。そうしましたら、岩手県の方で一箇所だけはボーリングしていると。ただそれが私共の言う場所ではなく、今調査されている所の近くの作業小屋といいますか、小屋があるのです。あの近辺みたいなのですが。私は11月だったか12月だったかに二戸の保健所に伺ってその話を伺ったのですが、そうしましたら、その一箇所をボーリングしていると。あの牧草地というのは見て分かると思うのですが、物凄く広大なのです。あの場所、うちの方から登った牧草地だけではなく、あのへん一帯が皆牧草地、または農産物を栽培している、殆ど大根みたいですが、そういう場所なのです。はっきり言いますと、和平高原開発農場という場所なのです。何か一箇所だけのボーリングで果たしてそれが安全だとか何とかと言えるのかどうかということなのですが。

この前のデーリー東北の1月23日の新聞を見ますと、何か一箇所だけのボーリングを実施して、その場合何も出なければ住民に理解してもらえるのではないかと。そんな馬鹿な話はないでしょう。そういうことではないし、何箇所かボーリングして、実際これは安全なんだよと。そういうふうなものが出れば我々も納得するわけですが、うちの方の住民に対してそういう一箇所だけのボーリングであとは何も無いんだと。そんなことで説明出来るわけがないわけです。ですから、青森県の皆さん方に、お偉方なんです、結局は一箇所だけではなく、数箇所ボーリングしてみて、本当に有害物質が含まれていないかどうか、それを確認して、それだったらうちの方でも納得するわけです。そのへんのところを、一箇所だけのボーリングではなく、数箇所ボーリングをして、

その結果をお知らせ頂きたいと思います。

何か今日の会議を見ている、どうも青森県側の対応というのは、何か納得いかない。岩手県とは何か雲泥の差があるのではないかと。そんなふうな感じをして見ているのですが、これからは、やはり岩手県と青森県の境の産業廃棄物の捨て場ですから、はっきり言って真剣になって取り組んで頂きたいと思っているわけでございます。

南委員長： それではどうぞ。

鎌田チームリーダー： その話ですが、場所は私共が考えている場所と今、工藤委員がおっしゃっている場所が、ちょっと違うような感じがしますので、後で場所を確認させながら検討させて頂きたいと思います。宜しいでしょうか。

南委員長： 確認して宜しく対処して頂きたいと思います。

長葎次長： ちょっと誤解があるようですので一言、岩手県の方でもお話をさせて頂きたいのですが、今のお話で。

二戸の工藤さんがおっしゃっていたボーリングですが、うちの県がボーリングをしましては、廃棄物がどんな物が入っているかということ調査するために掘ったのではなく、水の流れがどうなっているかとか、そういうものをたまたまあの場所で、随分上の方ですが、調査をさせて頂いたということで、決して廃棄物がどんな物が埋まっているかということを探するために調査したのではないんだということでございます。

工藤委員： 何か私はそういうふうには考えていなかったのですから。

それでは青森県の方に、あそこはどうせ青森県の土地でございます。ですから、ただ流れてくる水は岩手県の二戸に入ります。要するに十文字川を通過して、馬淵川に入るわけです。そうすると二戸から八戸まで全部汚染されるわけです。そうしますと、農産物なんかJA二戸とか、馬淵とかは皆買わないのです。都会の人は買わないと思います。そういうことがありますので、やはり徹底して調査をして、絶対にそういう問題のものが無いと、そういうふうなことになる、農産物も売れるわけですが、私だって買いませんよ。誰だってそうでしょう。そういうふうな廃棄物に汚染されたような土壌から出てくる野菜とか、牛なんて買いませんよ。あそこだって放牧地があるのです。放牧地がその汚泥の上に草が生えているわけです。それからその上に大根も植えてあるわけです。その大根を買って食べてどうしているのかな？という感じがするわけで

す。

ですから、そういうことで何か分からないように、青森県の方で何箇所かボーリングをしてみて、そして調査をして絶対安全だと、そういうふうなことにもっていかないと、納得されるだろうとか、そういうことではいけないと思います。真剣になってお願いしたいと思います。

南委員長： 一つ、今のご意見も十分尊重されて対処して下さい。
それでは小原委員、宜しく。

小原委員： 一つ確認なのですが、今、原状回復の基本方針について説明された1ページの下から2行目、投棄面積ですが、東側15ha、西側12haと印刷物はなっているのですが、先ほど16haと11haと言ったような気がしましたので、そこを一つ確認したいと思います。

それから両県がこの基本方針に基づいてどのような処理の方法、方針を考えているかということをお口頭でダーッと並べられたのですが、最も核心的な部分ですね、私共にとっては。やはりそれはペーパーで出すとかしなければ、お話の中を聞いていて、何処に疑問があるとか無いとか言えないと思うのです。ですから、次回どういうふうになるのか分かりませんが、そこのところは大変肝心なところだと思っておりますので、いきなり計画、これからのことなのですが、この特別措置法にのっとって、計画案を両県で作って出すことになると思うのですが、先ほど両県が説明されたようなことは、やはりペーパーにしてじっくり見る時間というものは、勿論専門委員会の先生方もそうだと思いますが、私共もやはり具体的に何をすることが書かれた、そのことが最も大事だと思っておりますので、今日はどうしようもないのですが、以降宜しくお願いしたいと思います。

南委員長： 全くおっしゃる通り、この12haのところは県の方でお答え頂くとしまして、これは今度新法が出来ますと、自主計画を策定しなければなりませんし、それについては、これも時間に追われているわけですので、出来るだけ早くそういうふうな特性に応じた効果的対策をどの様に講ずるかということをはっきりさせなければならないとは思っております。

ただ、まだこれは技術部会の検討なりを経ておりません、ただ県レベルだけの問題ですので、今日は口頭でご説明があったと思います。いずれこれはきちんと文章化して出来るだけ早い期間に皆様にご配布するということに致します。

田村委員： 委員長、発言を。

ただ今、小原委員が申されたことなのですが、まず基本方針につきましては、これは内容的には常識的なものでございまして、承認されるべきものだと思います。先ほど青森、岩手県の口頭の説明でかなり分かりましたが、承認を前提として、この次の委員会におきましては、もっと具体的な作業内容についての計画を、これもペーパーで、口頭説明ではなくペーパーでお示しを頂きたい。

次にその具体的な計画に基づいて、15年度では何が出来るのか。まず出来ることを早期に実行に着手していただいて、住民の方々に行政は一生懸命やっているという姿勢を示して、安心して頂く。信頼を受けるような姿勢を示して頂きたいと思います。これは要望であります。

佐々木委員： 今日の色々な議論を聞いていまして、住民の方々の不信とか不安が非常に大きい。それは行政側の情報の開示、説明が十分ではないというふうに出ておられるところに原因がどうもあるように思ったのですが。例えば技術部会が、住民の方に公開されているのか、私はよく承知はしておりませんが、原則、すべて情報公開を常に住民の方にして頂くということが必要だと思います。その中でやはり行政の立場からすると、例えば今日はこのデータは仮のものであると。あるいは推定だというような場合に、住民の方々に、それが確定した情報、話だというふうに間違っ受け取られ兼ねないので、ちゃんと整理されてある、決まってからでなければなかなか出せないというふうについつい思って、情報が出てこないということはよくあると思うのです。ですから、その時に一定の条件付きで、これは仮のものである、あるいは推定である、あるいは現段階のものであるというような前提をはっきりさせて、原則的に全ての情報は住民の方に流して頂くということ。また、その情報や住民の方々への説明会も含めて、会議の記録を公開すれば、言った言わないの話はなくなる。そういう中で、お互いに、もう少し冷静な議論が出来るのかなと思います。

南委員長： ありがとうございます。

今日は、口頭説明ということでしたが、これは議事録には残りますので、そういう意味においては文章化されると私は理解しております。しかし、次の会には出来るだけ技術部会も行われると思いますので、はっきりとしたものを出して頂ければと思います。

鎌田チームリーダー： すいません、宜しいですか。

今の小原委員の面積のことです。1ページの投棄面積でございますが、非常に申し訳ございませんでした。訂正して頂きたいと思います。

東側は16haでございます。

西側が 11ha でございます。

南委員長： 分かりました。
はい、どうぞ。

板井委員： 技術部会に属している者ですが。私は今日出席して感じましたのは、この最初の原状回復のところ、“生活環境の保全上支障のある”とあるのは、私が考えますに、今日は住民の方々の意見を聞いて非常に幅が出てくると思うので、これに関して是非、今日とは申しませんが、ここをどう捉えるのかでかなり変わりますので、全体像がおそらく。ですから、これは一度合同委員会か何かでしっかり議論頂いた上で、これは技術的にどうなるのだ、ということを出して頂かないと、後でまたはっきりしない点が色々出てくるような気がしますので、お考え頂ければと思います。

南委員長： はい、どうぞ。

田村委員： これは皆さん何方もおっしゃらなかったもので黙っていたのですが、今、ご発言が出たので申し上げます。一般に原状回復と言いますと、例えば借地上の原状回復というのは、建物を壊して元の更地に戻す、非常に単純なのです。元の、原というのは元の状態に戻す。ところが、廃棄物の場合は土壌の中に混然一体としているものをそれを原状回復するといっても、完全な原状回復はかなり困難。岩手県の方では元の山林まで戻すと言っておりますが、それが本当の意味の原状回復。ところがここで定義付けているのはそうではないのです。支障を除去するというところで止っている。ですから、支障を除去するとなると、完全に元の状態に戻さなくても汚染物質を無害化すれば、それをそこに置いておいても良いわけです。ですから、何処まで、言葉の上では一応、抽象的には理解できますけども、具体的な作業になると、今おっしゃられたような問題は残るであろうということは指摘しておきます。

南委員長： 誠に有益なご提言を頂きました。

まず、支障のある廃棄物の中でも最も有害なものは、特別管理廃棄物、特管廃棄物と言われるものですね。それから特管廃棄物に準ずるものといいますが、それによって汚染されているような、そういう廃棄物というようなものがあると思うのです。それから更に環境再生との関係において、やはり有害性があるかどうかというようなことも問題になってくる。例えば、それを森林なり牧草地にするか、あるいは住宅にするか、跡地の利用の問題と関連してくるという

ことです。

しかし、ものにはある程度順序というものがありますので、まず一番ははっきりしている特管からは全量撤去する。それからまたそれによって汚染されたようなものは何処の範囲まで及んでいるか。更にまた、環境再生との関係でどうしていくかという問題があるだろうと思いますが。そこは技術部会において是非検討、ある程度出てはいると思いますが。そこをご検討頂きたいと考えております。

どうぞ。

澤口委員： 今の話を聞いていて、冒頭うちの中村さんが言ったように、ですから、今の定義とかそういうものを巡っても、やはりこの委員会の中ではどうしても限界があると思うのです。そのためにも私達はまた別なものを設けて、そこできちんとやって、更に両県の方にもっていったほうが良いのではないかと考えていたのですが、今のままですと両県バラバラですからね。うちはこうだ、うちはこうだ、ここへドカンと持ってきて、何もかたまらない。そして又持ちかえってと。それよりは、そういう部門を作った方がよりスムーズにいくのではないかとと思うのですが、如何でしょうか。

それから、古市先生にお聞きしたいのですが、今の岩手、青森の説明で青森側は遮水壁を作ると、岩手の方は今のところその必要はないということなのですが、この遮水壁というのは何日か忘れたのですが、田子で勉強会を開いた時に青森県側がきて説明したのですが、古市先生とか技術部会の人達は、その遮水壁というものをどういうふうなものとして考えているのか。青森県の説明だと、恒久的なものだと、未来永劫残すというのです。それに私達は猛反発をしたのですが。そのへんは先生、どういうふうにお考えですか。

古市副委員長： 今、澤口さん二点ほどおっしゃられたので、一点目の要するに最終形態ですよね。有害廃棄物の除去ということになっておりますが、この時、今日の資料1-1で第二回の合同検討委員会での汚染の除去については、住民の健康被害の防止と安心の醸成を第一にということで、これで一応合意が得れているはずだったのです。特段ご意見がなかったから。

しかるに、今日のご意見だと、生活環境の支障を除去するというふうな話になっていて、最終の目的、目標が少し変わってきていると。そうすると、健康被害ということと、生活環境の捉え方ですよね、この幅。これはもう前から必ず議論になるだろうと思っていたのですが。これをどう捉えるかで、これは必ずしも良いとは申し上げられませんが、国の方で今度補助をつけるというのは、

生活環境の支障ということで、原状に戻すということでは必ずしもないのです。そういう理解での整理をされているわけです。生活環境に関わる部分の特に廃棄物処理法に関係する部分について補助しましょうと。間違っただけを言っているかも知れませんが、そのような理解だったかなと思うのです。

そうすると、先ほど少し、長葎さんがおっしゃった生活環境ということの理解を生活の邪魔まで広げますと、これはもうとんでもない拡大解釈になってしまうのです。だから、そのへんが、未だにやはり幅がある。このへんを整理しましょうということはあると思うのです。

私は、冒頭技術部会の所掌業務のところ、最終形態を有害廃棄物の除去ということに定めて、そこの技術的な部分について検討させて頂くというふうにしたと思うのです。それ以上の、生活環境の支障ということとは有害廃棄物の除去ということで整理して、原状回復ということとまた同期に考えて、ここで切りましょうと。その上で、環境再生というものは別途プラスアルファで議論しましょうというふう整理していただいていると思うのです。そのへんのところを市民の方々も両県としっかり議論された方が良く思うのです。納得されないといけないと思うのです。そのところ。それが澤口さんに対する一点目の私のコメントです。

二点目ですが、これは遮水工にしても、水処理にしましても、これは拡散防止ということで、これを放っておきますと、どんどん広がっていきますよね。ですから、出来るだけ早く拡散防止しましょうということで、水処理、遮水壁を講じるという。遮水壁を講じるということは、地下水にのって汚染物質が拡散しますので、水の中で抑えるということは、汚染物質を抑えるとイコールなのです。そういうことをやりながら、非常に有害なもの、要するに特管相当の物については撤去しましょうと。それ以外のものについては、場合によってはそういう水処理に負荷、特に特管でなくても水処理に負荷を与えるものについては撤去する可能性もある。水処理に余り負荷を与えず、そこで何らかの分解等、無害化するものについては現状で浄化しよう。これについては、将来にわたってモニタリングをしましょうと。モニタリング計画もされているわけです。モニタリングをして、もう十分ですよというふうになった場合、場合によっては遮水壁は取り壊される可能性もあるかも知れない。でも、安全側であれば、それはしておいた方が遮水壁が機能しているのであれば、そのまま置いた方が安全かと私は理解しております。ということですが、如何ですか。

澤口委員： 最後の発言なのですが、遮水壁が機能しているのであればというのは、どういう意味なのか、もう一度説明していただけますか。

ただ水を止めるというだけですか。

古市副委員長： このへんのところ、なかなか難しい、色々なデータをつき合せて色々検討しないといけないと思うのですが、処分場の遮水シートにしてもそうですが、未来半永久的にということは言うておりますが、やはり劣化する可能性があるわけです。その時と、無害化して廃止できるときの条件のそのへんの時間的な長短はどうなりますかというのは、何時も議論になる部分ですよね。今回についても、遮水壁というのは多分いい加減なことを申し上げられませんが、50年、100年もつような、それくらいの規模でやろうというふうに考えられていると思うのです。その時に、その間に無害化が出来てなければ、それはモニタリングでチェックしていくのです。これは住民の方も一緒にやられたら良いと思うのです、協議会でも作られて、将来にわたって。もし何か、どちらが早いかというと、無害化していないのに遮水工がおかしくなったらもう一度やれば良いじゃないですか。完全な技術というのは有り得ないわけですから、そういう意味で、ノーリスクというのは有り得ないから。

澤口委員： いいですか。

例えば、青森県側というのは10年の時限立法を使って、そこで全てやってしまおうというわけでしょう。無害化のレベルまでもっていくわけでしょう、当然。鎌田さん。そこを確認したいのですが、今、古市先生が言ったように、無害化にならないとか、そういう曖昧なことではなく、我々はもう完全に無害化の状態までもって行ってもらいたいし、そうでなければ、一々こんな所に出てくる意味もないし。鎌田さん、どうですか。

鎌田チームリーダー： 今、時限立法の中で、新法の中でやるというのは、いわゆる原状回復なのです。支障の除去なのです。だから、今の無害化と支障の除去というのは違うことで理解しないと、そこで全部一緒にしてしまえば、そうすると100年、50年の話になってしまうのです。今言っているのは、ここに基本的な考え、基本方針ということで、基本的な考え方、生活環境の保全上の支障のある廃棄物ということで云々で言っているわけですから。そのへんは分かると思うんです。

澤口委員： 言葉の遊びはいいのですが、そうではなく、今、鎌田さんが言ったそれはどういう意味ですか。支障と無害というのは。私は頭が悪いので訳が分からないので説明して下さい。

南委員長： 時間もたちましたので、この資料5の原状回復の基本方針についても一応ご

覧頂いたらいいように、(1)で原状回復、(2)で環境再生というように、原状回復と環境再生とは非常に混同されがちなのですが、これは全く別個の関連だという考え方なのです。(1)の原状回復というのは、まさに廃棄物処理法が定める、いわば最小限のそういうふうな支障の除去ということですね。2の方は、これは寧ろ施策に関わることで、特に住民の方などがどういうふうにお考えなのか、そこに書いてありますように事業主体、費用負担、管理形態等について検討しながら、地元の意向を十分に踏まえて、どういうふうな望ましい環境のあり方というものを考えていくという政策問題。それから(1)の原状回復というのは法律問題だというふうな理解なのです。

澤口委員： すいません、度々。

ちょっと何か視点が違うような気がするのですが。私の言っているのは、そういうのではないつもりであったのですが。

まず今、今日確認出来たのは、古市先生もやはりそういうふうな恒久的な遮水壁を考えているという意味では、青森県と一致しているわけですね。それをもう一度念をおしたいのですが。

古市副委員長： 今度は澤口さんがおっしゃる意味が、何を念をおされているのかよく分からないのですが、もう一度おっしゃって下さい。何が聞きたいのですか。

澤口委員： すいません。意味が分からないみたいですが。

恒久的な、ずっと残すような遮水壁を技術部会としても念頭において、それについての技術的な面を検討していこうという方向なのか。

古市副委員長： 恒久対策を取りたいというのは、間違いなく一致しております。恒久対策を。ただ、その時に遮水壁が永久的に残すかどうかというのは別問題です。それは状況に応じて、無害化なり、その当面の10年という問題がありますよ、これは。ただ、その後はやはり地域で考えていかざるを得ないのではないのでしょうか。やはりモニタリングということを前提にしているわけですから。やはり地域の問題だと思いますよ、私は、これは。

中村(忠)委員： 宜しいでしょうか。

100年もつ遮水壁を想定しているという、そういう一世紀をかけたような話になってきますと、有害な廃棄物を除去するのに1世紀かかるという、そういうことを前提に事が進んでいるわけですよ。

例えば、10年で有害なものを除去しますと。我々、住民の側から言いますと、

これはもう既に安全なんだという、そういうことになる。譲っても 20 年程度もつ遮水壁であれば、完全にいいのではないか。例えば、汚染水の地下水の流向、流速等を勘案しても、そんなに 100 年も持つような遮水壁が何故必要なのかというのが住民に分らないと。しかも、ダム設計者に頼んで、あの高原にダムを築くような工事をする必要があるのかどうかという、そういうことです。それは技術部会で絶対必要だという、そういうことであれば、それは納得がいくかもしれません。ただ、やはり先生方が、あそこに 100 年もつものが絶対必要なんだという、そういうものであればそれはそれなりに説得力があると思うのです。ただ、100 年もつものが何故必要とするのか。100 年間汚染した水が出てくるのかと。だったら、33 万 m³ を除去しても、なお 90 年の間汚染水が出てくるとい、ダイオキシンの汚染されたものが出てくるとい、そういう推論だって出来るわけです。だから、庶民として、我々国民として分かる範囲というものが、10 年をスパンとして考えたら、残りの 10 年で完璧に綺麗になるようなものでないと、その未来に安全な地球を残すという、そういう思想にはならないわけです。やはり、負の遺産を残すんじゃないですか。だから、そういう考え方がそもそもおかしいと。こういうことなのです。

私共が 1 月 17 日の集会の中で住民から提案があったのは、その遮水壁というものが 10 年なり 20 年もてば良いのであったら、その工事のあり方として、底辺は、それは鋼矢板なり、あるいはそういう基礎を築いても良いでしょうけれども、県産材を使った木材をふんだんに使って、ゴアテックスでも中間に入れて、そういう工事が出来ないのかと。その程度の方法を技術部会で考えてもらって下さい。こういう宿題を我々三人はもってきているわけです。ですから、町の 70% が森林である所の田子町において、今、木材が安い、だからそれを救済してくれとは言わないけれども、その程度のことを県ではやってくれてもいいじゃないですか。それはこれから 10 年、20 年田子町に迷惑を掛けることを考えたら、それくらいの代償は払ってもいいではないかというのが、私共住民の意見なのです。ですから、うちの澤口がその遮水壁にこだわるのは、それはそんなに汚染が続くのですか、100 年間も。それだったら除去しないのと同じじゃないですか。だから、封じ込めで始まって、封じ込めで終わるとい、こういう事になるのではないですかと私が指摘をした。だからそういうことです。それに対して、技術部会の見解として一つ最終的に。

南委員長： よく分かりました。

これが技術部会だけの問題なのかどうかということもございますので、そういうことも含めて一つ検討をさせて頂きたいと思います。

色々、今日は大変活発で忌憚のないご意見をいただいて、非常に、時間的に

は遅れましたが、有益であったと存じます。極めて抽象的ではございますが、原状回復、それから環境再生、東側と西側とでは特性が、廃棄物の種類、量、有害性投棄形態等は異なりますので、一つそれぞれの特性に応じた最も効果的な対策を講じていただきたいと。極めて抽象的であります、そういうことで、今日はご了承頂いたというふうにして頂きたいと考えます。

長葎次長： 議事録に残るといってお話ですので、先ほど古市先生がおっしゃった、私は地域の方達もいらしていますので邪魔という表現を使いましたが、支障があるということございまして、実は環境省の方から、これは平成 13 年に行政処分の指針についてという通知が出てきておりまして、原状回復は生活環境保全上の支障の発生、または発生のおそれとなるものを除去すると。先ほど言いましたが、その中の生活環境保全上の支障とは、単に毒性等により人体に被害を与えるものだけではなく、周辺住民の皆様や、広く県民にとって生活環境上必要な現場の状態の実現に邪魔とお話しましたが、支障になっているものを指すということで、これは先ほどお話に出た 13 年 5 月 15 日付けの環境省の行政処分の指針の中にも生活環境というのは、環境基本法の 2 条 3 項に規程する生活環境と道義であると。社会通念に従って一般的に理解される生活環境に加え、人の生活に密接な関係のある財産、または人の生活に密接な関係のある動植物、若しくはその生育環境を含むと。つまり、また生活環境の保全には、当然に人の健康の保護も含まれるという書き方になっておりまして、これを私共の方では具体化しただけだということと考えております。

従いまして、私共ではお話ししましたように、地域住民の皆さんとか、県民の皆さんが生活環境上必要だということであれば、元の現場に戻していきたいということをお話したのです。

南委員長： ありがとうございます。

はい、最後にどうぞ。

斎藤委員： 毎回合同委員会では、大事な方向性が出てくると思っております。

今回は、決して両県がバラバラにやるということを明言したわけではありませんが、今までのように出来るだけ一致してと。特に撤去すべき、あるいは除去すべきものも、本来であれば同じ場所ですから、同じように一致していきたいというのがうちの願いだったように思います。

ただ、決してこれで議論が終わったわけではないけども、今日の結論ですと、それぞれの県、あるいは地域ごとに、もしかしたら除去、あるいは撤去するそういうふうな物も違ってくることも有り得るとい、そういうことがこの合同

委員会では認知されたと言いますか、容認されたというふうに解釈して宜しいのでしょうか。今後の方針が大分それで違ってくると思います。

南委員長： ここにございますように、原状回復の基本方針のところ、それぞれの特性に応じた最も効果的な対策を講ずることとすると、こういうことになると思います。それは、しかし場合によっては一致する場合もありますし、違うという場合もあります。ただ、いづれにしても、この合同検討委員会において、両県が密接な連携のもとに事業を進めていかなければならない、こういうことは確かだと思います。

それでは大変今日は活発なご議論、ご意見を頂いてありがとうございました。

山田副参事： 長時間にわたりありがとうございました。

閉会にあたりまして岩手県の環境生活部長からご挨拶申し上げます。

時澤部長： 本日は委員の皆様方、長時間にわたりご熱心にご議論頂きました。又、貴重なご意見、ご提言を頂きまして誠にありがとうございました。

私共、不法投棄現場の原状回復におきまして、これは住民の健康被害の防止と、そしてその安心感の醸成ということで早期に着手したいと考えております。また先ほどありましたように、法的な枠組みもございますので、早急に計画策定に着手して原状回復を実施していきたいと考えているところでございます。これは当然地元の皆様方、住民の皆様方の理解を頂いた上でということでございます。私共はやはり大切なのは住民の方々と共通の認識に立って色んな議論をするということではないかと思っております。そのためには適切、あるいは必要な情報提供、これが大事だと考えているところでございますので、これにつきましては更に意を配して参りたいと考えております。

先ほど意見を頂きましたように、本日口頭ではございましたが、次回はきちんとしたような形で具体的な案というようなものがお示し出来るように私共は努力していきたいと考えております。

更にそれに基づいてご意見を頂き、進めていきたいと考えております。委員の皆様方、あるいは地元の皆様方のご協力を頂きながら、両県一緒になって取り組んでいきたいと考えておりますので、引き続きお力添いをお願いしたいと思います。

簡単ではございますが、最後の挨拶とさせて頂きたいと思っております。

本日はどうもありがとうございました。

山田副参事： 以上をもちまして、第3回の合同検討委員会を終了致します。

どうもご苦労様でした。